令和４年第８回弥彦村議会（１２月）定例会

議　事　日　程　（第２号）

令和４年１２月８日（木曜日）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１０名）

１番	樋浦久夫	２番	花井譲温
３番	那須裕美子	４番	丸山浩
５番	古川七郎	６番	板倉恵一
７番	柏木文男	８番	小熊正
９番	本多隆峰	１０番	安達丈夫

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林豊彦	教育長	林順一
総務部長	志田馨	産業部長	髙橋信弘
総務課長	斎藤雄希	デジタル行政推進課長	宇野誠
税務課長	浜田禎介	住民課長	小出将浩
福祉課長	坂爪明博	健康推進課長	松井裕美子
農業振興課長	鈴木光英	観光商工課主幹	丸山竜一
建設企業課長	丸山栄一	公営競技事務所長	柳川治美
会計管理者	水沢正一	教育課長	富田憲

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤和恵	書記	春日史子

◎開議の宣告

○議長（安達丈夫議員）　おはようございます。

ただいまから令和４年第８回弥彦村議会12月定例会を再開いたします。

現在の出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（安達丈夫議員）　本日の議事日程はお手元に配付のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

◎一般質問

○議長（安達丈夫議員）　これより一般質問を行います。

通告に従って順次発言を許可いたします。

質問は、１回目は演壇で、２回目以降は発言席で行ってください。

なお、一般質問は３回を超える発言を許可いたします。

また、質問時間は１議員につき30分以内に制限し、持ち時間の残り５分前と２分前に予告ブザーを鳴らします。残り時間がゼロになりましたら終了ブザーを鳴らし、そこで質問を打ち切らせていただきます。

始める前に、傍聴人の皆さんにお願いがあります。本会議の傍聴については、傍聴席入り口に掲示してあるとおり、傍聴マナーをお守りいただきますようお願いいたします。特に、携帯電話が鳴る場面が多く見受けられますので、今一度携帯電話等をご確認いただきたいと思います。

◇　樋　浦　久　夫　議員

○議長（安達丈夫議員）　それでは、通告順に従って、最初に樋浦久夫議員の質問を許します。

１番、樋浦久夫議員。

○１番（樋浦久夫議員）　私は、立候補が決まってから約１か月間、村民の生の声を聞く機会がございました。それによると、今一つ元気がない役場職員を心配しております。来庁した村民の皆さんが役場内の雰囲気が何となく暗く感じていて、元気がないとのことをお聞きしました。なぜこんなお話が聞こえてくるのでしょうか。

私は７年ほど前、村長と初めてお会いしたときに気になったことがございます。それは、就任前、村長に各課の事業説明を行った際の出来事であります。私は当時、住民福祉課の課長でございました。当時の住民福祉課は課員15名ほどで、役場内では一番の大所帯でありました。また、３つの保育園、子育て支援施設、高齢者支援センター等を抱えており、その職員数は60名を超え

ておりました。当然のことながら担当していた事務量も多く、私は１時間半ほどの説明時間を与えられておりました。

村長はまだ就任前でしたので、説明会場は弥彦総合文化会館内の一室で行われました。説明を始めてしばらくして、社会福祉法人桜井の里の説明に入った途端、いきなり村長から、私の近しい建設業者を入札から外したのはお前だろうと、いきなり烈火のごとくお怒りになり、私に指さして叱られました。私はびっくりして、一瞬何が起きたのか、何のことを言っておられるのか分からず、おびえてその場にひれ伏してしまいました。その後、よくお話を聞いていると、どうも当村のことではなく燕市のようなので、私は村長に対して、それは燕市の入札担当課のお話と思われますので、燕市にお聞きになってくださいと申し上げたのですが、その後も顔を真っ赤になさって目尻にしわを寄せ、怒りはいつまでも収まることはありませんでした。

私は、村長とその日初めてお会いしたばかりで、どういうご性格なのかも知りません。一度そう思い込んだら自分の怒りを抑え切れず、誰が何を言っても聞かない。自分が全てという性格なのではないかと思いました。

その後、私がどんなに何を説明しても聞き入れてもらえず、とうとう最後には、部屋から出ていけと言われ、追い出されてしまいました。それからしばらくして２月後半となり、正式に村長に就任された後、再びお会いする機会がありました。

それは、次年度から保育料の算定基準が変わり、新しい保育料算定案を決定していただくための相談をするため村長室にお伺いしたところ、私の顔を見るなり再びお怒りになり、お前の顔など見たくない、部屋から出ていけと言われました。私は、持ってきた資料を一緒に来た担当に渡し、後を託して部屋を出てまいりました。

３月に入り定例議会が開会となり、私は失意のどん底に至っておりましたが、何とか会期を無事に終了することができました。その後、３月31日午後４時に予定されていた退職辞令交付式まで年休を取らせていただきました。

以上が私の体験談ですが、今の役場内の元気がない職員がいる、活気がない等の理由の一つが、私と同じような体験を持った職員がいるのではないかと心配をいたしております。

私は幸いにもその年に退職が決まっておりましたので、その後の心配はなかったからよかったものの、これから退職まであと何年もある職員は、このようなことがいつ起きるか心配のあまり心が折れてしまうかもしれません。私はそれを心配しております。

当たり前のことですが、人は一人一人顔が違うように、気持ちや性格まで様々でございます。上に立つ人は、それぞれのよいところをいち早く見いだして、褒めて育てるこそ大切なのではないでしょうか。中には間違ったことを犯すこともあるでしょう。そういった場合は、後で１対１のときにそっと言い聞かせるとか、相手の気持ちを思いながら諭すことが上に立つ者として最も大切なことだと私は思っておりますが、いかがでしょうか。

現在、在職する職員はいずれも優秀で立派な方ばかりだと私は思っております。よいアイデアもたくさんお持ちです。村長はこれまで、常に新しいことに挑戦し、次々と新しい事業を起こし

てきたことに対しましては敬意を表したいと思います。しかしながら、これらが全てうまくいっているとは思われません。あまりにも早く、急いで事を進めてきたせいで、その後の問題も多く発生しているのではないかというふうに感じております。

村長の企画力、実行力には目をみはるものがありますが、企画段階でもう少し時間をかけて、事業関係者はもちろんですが、もっと多くの人たちの意見を聞いて事業を遂行してはいかがでしょうか。特に担当職員の意見は貴重だと思います。長年の経験からきっとよい意見やアイデア、進言がたくさん出てくると思いますが、いかがでしょうか。それらを参考にして、これからの村政を引っ張っていただければ、職員もやる気が出てきて、庁舎内に活気が生まれ、きっと村民の期待する明るい職場となると思いますが、いかがでしょうか。

私は、10月の補欠選挙期間に、何回かの住民懇談会で村民の皆様の日頃思っている様々なご意見を聞く機会がございました。それによると、現在村は箱物ばかり造っており、先々の子供たちへの負担が心配とか、箱物はこの先もメンテナンスが必要になり、一度に多額の費用が必要となるなど心配であるとか、本当にこんな施設が必要なのかどうかといったご意見を聞く機会がございました。

なぜこんなことを言われるのでしょう。それは、あまりにもやることが速過ぎて、十分な住民説明ができていないことが一つの要因としてあるのではないでしょうか。企画段階でもう少し時間をかけて、もっと多くの人たちの意見をお聞きになり、事業を遂行なさってはいかがでしょうか。よろしくお願いをいたします。

○議長（安達丈夫議員）　それでは答弁を求めます。

村長。

○村長（小林豊彦）　樋浦議員の質問に対してお答えします。

ただいまのご意見は、樋浦議員の思い、意見として承らせていただきました。

○議長（安達丈夫議員）　再質問はありますか。

樋浦議員。

○１番（樋浦久夫議員）　どういうことでございましょうか。覚えていない、記憶がないとおっしゃるのでございましょうか。

実は、私のほかにも同じような体験をした元職員がおります。同じ日に、同じようなことを覚えていないとか、承ったということは、どういうことなんでございましょうかね。もっと分かるようにお聞かせをいただきたいんでございますが、お願いいたします。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（小林豊彦）　お答え申し上げます。

樋浦議員のご質問に対しては確かに承らせていただきました。それ以上答えようがありません。

○議長（安達丈夫議員）　樋浦議員。

○１番（樋浦久夫議員）　当時、総務課の行事予定表とか、私が議会終了後に２週間ほどお休みを取りましたが、当時の私の年休簿とか、当日行われた予定表のようなものは総務課のほうに現在

おありになるんでしょうかね。それお願いいたします。あったんでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　総務部長。

○総務部長（志田　馨）　総務課に残っている資料では、文化会館において説明会があったという記録は残っています。

○議長（安達丈夫議員）　樋浦議員。

○１番（樋浦久夫議員）　私の年休簿なんかはございましたでしょうか。７年前なんですけれども、どうでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　総務部長。

○総務部長（志田　馨）　今すぐお答えができるものではなくて、今ちょっと手元、手元というか、確認してみないと分からないです。

○議長（安達丈夫議員）　樋浦議員。

○１番（樋浦久夫議員）　分かりました。

今現在、庁舎の脇に図書館が建設中でありますけれども、元はあそこ文書の保管庫になっておりました。今あそこの文書というのは、今どこに文書は保管されているんでございましょうか。もしそこにあるんであれば、探せばあるということでしょうかね。それはいかがでございましょうか。お願いいたします。

○議長（安達丈夫議員）　総務部長。

○総務部長（志田　馨）　年休の取得申請簿の、いわゆる文書保存期間が決められてはいるんですけれども、今明確に何年というのが私が覚えていないのでちょっとお答えできないんですけれども、もし保存期間を過ぎていれば、７年前のものになれば当然ないと思われます。過ぎていれば。

○議長（安達丈夫議員）　樋浦議員。

○１番（樋浦久夫議員）　あともう一つ、前の文書保管庫に、今空っぽのようでございますが、その中に保管されていた公文書は一体どうしたのか。今どこに保管してあるのか、お分かりになったらお聞かせ願いたいんでございますが。

○議長（安達丈夫議員）　総務課長。

○総務課長（斎藤雄希）　２階の倉庫に保管しておりました文書類ですけれども、今文化会館、または別館の２階ほか保管できるようなところに今移動させて保管させていただいております。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　樋浦議員。

○１番（樋浦久夫議員）　庁舎内にも一部あるんでございますかね。あとは庁舎外ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　総務課長。

○総務課長（斎藤雄希）　はい。すぐ見たりするようなことがありそうな文書は庁舎内に置いておきます。それ以外のものについては、ちょっと離れた場所になりますが、先ほど申し上げましたとおり文化会館とか、別館の２階等に保管してございます。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　樋浦議員。

○１番（樋浦久夫議員）　現在は情報公開条例により、住民の請求があった場合は直ちにそれに対応しなければいけないと思うんですけれども、このように文書が２か所か３か所ぐらいでしょうかね、今入っているところは。あると、職員さんがやっぱり大変なんですね、それを探しに行くのが。

私は、かつて教育委員会時代に、こんな経験がございます。それは、暑い暑い８月のことでした。他町村に住んでおります、当時弥彦小学校の校長を長年務められたお方が亡くなられたという知らせがございました。私は、当時の教育長さんと二人で日曜出勤をして、当時の記録を探し当てるのに随分と苦労した経験がございます。林教育長さんなんかはお分かりになると思いますけれども、多分叙勲の申請に使うんだと思います。決められた期間内にその申請をしないと表彰が受けられないということなんですね。いろいろ私も文化会館の現場を見たり、あと今教育委員会さんがおられる２階も、ちょっと見る機会がございましたので、職員さんが公文書を探しに文化会館まで往復しているという現場をずっと見させていただいたんですけれども、書庫を図書館にして、またこの先書庫が必要なのではないかなと私は思ったんですね。

現在の状況を部課長さんたちが村長に対して、大変だから早く何とかしてくれというふうな進言はなかったのか、お聞きしたくございます。

また、部課長さん方は長に物が言えない現状が、もしそう思っていたら一番の問題になるんでございますけれども、この状況をどうお考えになっているかということをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（安達丈夫議員）　総務部長。

○総務部長（志田　馨）　反問。内容の確認。

○議長（安達丈夫議員）　ただいま反問の申出がありましたので、反問を許します。

○総務部長（志田　馨）　部課長に村長に物が言えないという状況があるかどうかというのをお聞きしたいという、誰が答弁をしたらいいかというのを、まずお聞かせいただきたいと思っております。

○１番（樋浦久夫議員）　できれば村長さんからお願いしとうございます。

○村長（小林豊彦）　最初に申し上げましたように、樋浦議員のご質問に対しては承りましたのでよろしくお願いします。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（小林豊彦）　何で私がこう言いますかといいますと、議会の議論は、客観的な事実、はっきりした公表された事実に基づいてなされるものだと私は思っています。残念ながら、樋浦議員の質問は極めて全て主観でございます。そういうご質問に対しては、私は承りましたと言うしかありません。

○議長（安達丈夫議員）　樋浦議員。

○１番（樋浦久夫議員）　それはちょっとあれですね。これは私が実際に体験したことですし、もう一人の元職員も同じ体験をしていると言っております。これを全く否定されるということは、私は非常に心外でございます。

でも、村長さんが２回も３回もこのようにおっしゃられるんですから、この後私もどういうお話をしていいかちょっと分からない状況でございます。

私は、今までいろんなお話をしてまいりましたけれども、決して村長の悪口ばかりをお話ししているのではない訳でございます。私は村長の発想力とか、それから行動力、大したものだなというふうにも思っておりますし、ある意味尊敬もいたしております。

先ほども申し上げましたが、非常に実行力がおありになって、各種事業、施策を展開してきたことに対しましては、非常に敬意を表するものでございます。

しかしながら、何回も言いますけれども、あまりの速さに、ご自分のやっていることに対して、振り返って物を見ることができないのではないかなと思って、失礼ながら私はそのように思っております。それほどの自信がおありになるかもしれませんけれども、もっと人を信じて、今日の表題のように職員を信じて、そして村民の方の意見をお聞きになって事を進めていければ、きっと今以上の成果を上げることができるんではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（小林豊彦）　ご意見として承りました。

○議長（安達丈夫議員）　樋浦議員。

○１番（樋浦久夫議員）　ありがとうございました。

あと、今一つは、村長、あなたは私を選んでくれた、私に投票してくれた村民のための政治をやっているように、遠くから見ますと、そんなふうにお見受けしていると、そう思えてならないのでございます。商工会とか、子供会等への仕打ちとも取れる補助金の削減は、まさにそのように思っておりますし、これは言われても仕方がないのかなということも思っております。

最近では、選挙前とも思われる村内各種の道路の舗装、それから整備など、なぜ今頃と思うようなところまでやっておられます。

これから冬場を迎えるに当たり、例えば、横断歩道の白線引きなどは、春先一番にやったほうが新入生を迎えるためにはいいと思うし、また、決していい時期だとは思いません。冬場を迎え、白線が消えてしまい、何ともったいないことをするのだろうと疑問を呈す村民の方もいらっしゃいます。

最後になりますが、私は課長時代からこの山本五十六の格言が大好きで、その言葉をもって課員に接してきたつもりでございます。「やってみせ、言って聞かせて、させてみて、褒めてやらねば、人は動かず」。私は、この言葉が大好きでございます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（安達丈夫議員）　以上で樋浦久夫議員の質問を終わります。

◇ 古　川　七　郎　議員

○議長（安達丈夫議員）　それでは、次に古川七郎議員の質問を許します。

５番、古川七郎議員。

○５番（古川七郎議員）　通告に従いまして、質問させていただきます。

まず１番は、菊まつりの期間中に主な国道における赤いのぼり旗を、皆さんどのように感じますか。村長さんもどのように感じますか。

２番、年間８億円から10億円の自主財源の使い道、使い方の原則をどのように決めるのか。この点に対して質問させていただきます。

まず１番、村会議員補欠選挙において３人の方々が立候補され、村のためと思い戦いに挑んだことを感謝申し上げます。大変にご苦労さまでした。ありがとうございました。

しかしながら、村議会議員補欠選挙が10月23日に終わり、菊まつり中に主な道路にあれだけの多くののぼり旗があることは異常な感じがしませんか、皆さん。村民の皆さんに、私には理解できません。旗をかけた方には理解できません。村民の方々も理解できない人は多いと私は思っております。

弥彦村において、年間行事で最大のお客さんが来村していただく時期です。そのために菊の育成者に協力をいただき、もみじ谷公園に莫大なお金も投資してきました。そして、ナイター設備も投資しております。本年度は、臨時に仮設トイレをも設置しました。宣伝するなら菊まつりやもみじ谷等の弥彦の魅力を宣伝するなら分かりますが、あののぼり旗を見て、来村していただいたお客さんはどのように感じたと思いでしょうか。

以上のことをどのように思いますか。理解しておりますか、どのように思いますか。お尋ねします。

２番、私の９月の一般質問に対し村長は、８億円から10億円以上にも上る巨額な自主財源の使い道、使い方の原則を決めること。いいかげんにしておくと村の存続を危険にする劇薬に変わる。この巨額の自主財源の分配、使い道の原理原則を決めるのにふさわしいのは自分をおいて他にいないと答弁をいただきました。「小林とよひこ後援会だより」40号、ナンバー４にも述べられております。

８億円という巨大なお金は、年間予算（一般会計）の50億円の16％にも相当する金額です。村民の皆さんから納めていただいた税金の総額に匹敵する、これを上回るほどの巨額な金額です。日本全国を探しても、こんな村はありませんと私は思っております。それだけに、この財源の分配、用途をきっちりと決めず、いいかげんにしておくと、このお宝であったはずのお金が村を堕落させる麻薬、あるいは存続を危険にする劇薬に変わるのは火を見るよりも明らかです。私もそのように感じております。一部の人たちだけがいい思いをする、最悪の村になってしまいます。私も非常に心配しております。

この巨額な自主財源の分配、使い道の原理原則を決めるのに最もふさわしいのは、自分をおいて他にいないと気づきました。なぜなら、そんなに、どんなに私のやり方、小林個人嫌いな人で

も、金にはきれいなことだけは認めざるを得ないからです。

ちなみに、小林村長が就任され、27年度から令和４年度、最終的にはまだ出ておりませんが、この間の競輪からの報告では、私計算するには33億8,000万円。これだけ利益が出ました。その内訳は、一般会計で約９億円、基金繰入れで５億円、それで設備改修費約20億円。

そこで村長にお尋ねします。どのようにして情報公開し、ガラス張りにしていくのか。使い道の原理原則を決めるのか。誰が見ても納得いく方法を示してください。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（安達丈夫議員）　それでは答弁を求めます。

村長。

○村長（小林豊彦）　古川議員のご質問にお答えいたします。

第１のご質問でございますが、私も直接村民の方から、今、古川議員がおっしゃられたようなお話を伺いました。そのとき私は、村民の方にこう答えました。私、確認しておりませんけれども、日本国憲法は表現の自由ということを第一義にうたっております。どんなことであれ、誹謗中傷でない限り、公にしているものに対しては一切行政として介入ができませんというふうに申し上げました。

第２点、この競輪から稼いでいる。稼いでいるという表現はおかしいですね。寄附していただいたお金の使い道については、私自身は地方財政の専門家でもありませんし、知識は乏しいということは自覚しておりました。

したがって、既に新聞社時代の仲間にお願いして、公会計、地方自治とか公の会計、公会計の専門家が東京にたくさんおられます。公会計の専門家と大学教授、あるいは金融機関の担当者、あるいは財務省の、これは総務省ですかね。総務省のＯＢでもいいので、とにかくメンバーを探して、委員会をつくりたいので、是非つくっていただきたいというお願いをしてあります。多分、４月ぐらいまでには彼のほうから、その人のほうから返答はいただきます。その間、この人選はそう簡単ではないので時間はかかりますけれども、その委員会、あるいは諮問委員会において、ガラス張り、どう公開しているか、あるいはどのように使ったらいいのか。はっきりしているのは、今のまま競輪特別委員会の中に置くのは、これは違うだろうということだけ、私ははっきりしていますけれども、その後については私も知恵がありませんので、その委員会の先生方にお知恵を借りたいというふうに思っています。

○議長（安達丈夫議員）　古川議員。

○５番（古川七郎議員）　最後の２番目のほうで、村長ほとんど答えられたんですが、まず、のぼり旗の件に対しても村長もどうのこうの言う権限もないし、言えないと思います、私は。それは正しいと思います。だがしかし、商売をやって、商人であれば誰しも分かるはずです。

私は、選挙だからそれは構わないと思いますよ。だがしかし、何で弥彦村は一番稼ぐ時期に、あっちから来る国道において、あの赤い旗はあるのか。私も村民から直接電話もいただきました。何人からも私連絡、おかしいということを言われました。私が願うのは、商売していて、一番の

年間で売上げをつくるとき、あるいはお客さんが来ていただくときに、商売以外のことを宣伝すること自体おかしい。宣伝じゃないかもしれないけれども、あののぼり旗が、今菊まつりに、どうぞよう来ていただきましたと、こういう文面なら私は大賛成です。それが、あきんどなら当たり前のことなんですよ。何でこの村はこういうことが通じないのか。私は非常に残念です。どうせやるなら、菊まつり期間中、11月１日から24日ですか、その間は取ってもらいたかった。その後にやるのは、私構わないと思う。そういう心がけが何にもないということです。

私は、何か私の人生においても腑に落ちない。商売としてあり得ないことですよ、これは。そういう人が弥彦の商売している方も、誰も声が出なかったのかな。不思議で私ならないんですよ。もう少し真剣にやってもらって、やっぱり弥彦村は、みんなが言う観光の町であり、農業の町で、何で商売やっている人、一言もそういう言葉出てこなくて、取ろうという、なかったんでしょうかね。やっている方は分かりません、それは。商売やる俺のほう、これが大事だと思っているかもしれない。弥彦村のことを思ったら、あれはできないはずですよ。

私は、だから一般質問するには、11月の２日に出してあります。その前の10月には全部出来上がっていたんだけれども、その様子を見て、だから１日を見て、これは取らないと思ったから、私は２日の日出しました。そこまで私も計算してやっております。

そういうことで非常に残念である。もう少し猛省をしていただいて、商売も真剣にやって、やっていくものでないけれども、やはりお金もうけるということは悪いけれども、売上げできるときは一生懸命みんなの、地域でもやらんかったら、今駄目ですよね、何とも。一個人だけでも、もったいないじゃない。日本一の店つくるんだったら別ですよ。地域のグループで、要は競争なんですよ。それがないこの村は、本当に私は残念でならない。

それは、村長、そういうことは言えないと思うから、私はこの場で言わせてもらいます。

そして、２個目、競輪のこの自主財源。今、村長は、この新聞によりますと、７日の日ですね。昨日ですか。今言った、東京のそういう専門、あるいはそういう方にお願いして、使い道を検討してもらうと。これは私大賛成です。

そしてその前に、これは、会計監査は一般会計と別にすべきだと私は思う。競輪会計は別に。これ永久にその方向でやるべきだと思う。一般会計と一緒に税理士の方、それは疑う訳じゃないけれども、競輪の項目、これは令和元年５月31日にもらった書類です。歳入の項目が41、歳出が176項目あるんですよ。これは、素人が見て、皆さん分かりませんよ。そして、競輪のやっているほかのところと比べてみない限りは分かりません。これは間違いなくやっても。だから私は、この競輪の監査は、永久にそこに私は頼んで、誰がやってもそこでやってもらうということをやらないと駄目です。

ただ監査して、出と入りが同じだった。これは何にもならない。中身が大事なんです。中身をチェックしてもらわないと駄目なんです。この業種は、どういう業種で、どうなっている、それをチェックしてもらわなかったら必ず、村長が今心配していること、私は起きると思う。過去に起きているんだから、はっきり言って。起きていないなんて誰も思っていない。みんな本当に思

っているんです。

だから、村長、どうしてもこれを、競輪の監査は永久に別個でやってください、一般会計。私はそのように提案しますけれども、村長、いかがでございましょうか。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（小林豊彦）　競輪特別会計の監査については、私もかねがね古川議員と同じような疑問を持っておりまして、今後、これから本格的に本気になって検討しなければならないというふうに思っております。といいますのも、議員おっしゃるとおり、あまりにも利益が大き過ぎるので、これは本当に専門家による監査が絶対に必要だなということは思っております。

○議長（安達丈夫議員）　古川議員。

○５番（古川七郎議員）　そのことを聞いて、私も一安心しました。

だから、出入りと使い道をちゃんとしっかりしないと麻薬になりますよ、これ。私もそう思う。今でも私心配しています。幾ら村長、俺やっても大丈夫だと。これは誰がやっても同じことをやって、その道を村長さんつくってください。私は、そういう意見で提案します。

だから、あまり私もそういう長くはお話し、とにかくそれを県に対してはその２点を、今後とも誰がやってもやるように、仕組みと、それをやってもらいたいと。これやれば、恐らく皆さん方のこの利益、お金はすばらしい村に、また、まして今でも弥彦村は、私は村長から言葉は得ないけれども、私は日本一の村だと現在思っています。また必ずできますよ。それで競輪も、ただもうかったという、そういうことじゃなくて、これから私は、まだ違う明るい要素が、村長も思っていると思いますが、私はそういう考えもあったなと感心しております。必ずそういう時代がまだまだ来ますからね。そういうことだけ、私の一般質問で、それだけお願いして、是非とも道筋をつけていただくことを、私はお願いして、これで質問を終わります。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（安達丈夫議員）　これで古川七郎議員の質問を終わります。

◇　柏　木　文　男　議員

○議長（安達丈夫議員）　それでは、次に柏木文男議員の質問を許します。

７番、柏木文男議員。

○７番（柏木文男議員）　児童・生徒の自転車保険の加入状況について、教育長に質問をさせていただきます。

自転車が関係する交通事故などを防止するため、10月１日に新潟県自転車の安全で適切な利用の促進に関する条例が施行されました。これにより10月１日から自転車利用者が自転車損害賠償責任保険に加入することが義務づけられました。

自転車保険の義務化は、2015年10月に兵庫県で導入したのが始まりです。現在では、保険の加入義務は努力義務となっておりますが、多くの自治体で義務化が進められております。

義務化が進む理由は、自転車事故の被害者と加害者の双方の経済的な負担を軽減するためだと

言われております。たとえ自転車であったとしても、物を壊したり、人にけがをさせたりしたら道路交通法上での交通事故であり、高額な賠償責任が発生することもあるからです。

これは自転車事故で賠償額が高額になったことが背景にあります。当時小学５年生の少年の自転車が坂道を下るときに、62歳の女性と正面衝突をし重傷事故を負わせた判例で、神戸地方裁判所では、2013年（平成25年）７月の判決で自転車事故の加害者に9,520万円の賠償が命じられました。普通気軽に乗っている自転車ですが、このような事故を起こし、結果によって賠償額は大きなものになってしまうおそれがあることが分かりました。

もし自転車保険に未加入のまま事故を起こして人や物を傷つけてしまったら、全て自分の資産から賠償金を支払う必要があります。未成年の子供が事故を起こした場合であっても、その保護者が支払う責任が発生をいたします。数千万円の高額な賠償額となるケースはもちろん、数十万円や数百万円の賠償額であっても、加害者にとっては大きな経済負担となります。

一方、加害者が自転車保険に未加入だと被害者も困ることになります。賠償請求をしたとしても、加害者が保険に未加入で高額な賠償金を支払うことができなければ、被害者は十分な補償を受けることができなくなってしまうからです。

新潟県内での自転車交通事故は、昨年で、人身事故件数360件で、死亡者６名、負傷者352名、重傷者119名、西蒲署管内での人身事故数は４件、負傷者４名、重傷者２名となっています。

児童・生徒の交通事故発生時間帯は、小学生では帰宅後の事故が多く、中学生では登下校時に多く発生しております。

道路交通法では、自転車は乗用車と同じ車両です。自転車の運転をして交通事故を起こすと、刑事上の責任も問われます。また、相手にけがを負わせた場合は、民事上の損害賠償も発生いたします。この賠償責任は未成年者も責任を逃れることはできません。

新潟県では自転車安全利用５則が新しくなりました。①車道が原則、左側通行、歩道は例外、歩行者を優先。②交差点では信号と一時停止を守って安全運転。③夜間ではライトを点灯。④飲酒運転は禁止。⑤ヘルメットを着用のこの５項目が新しくなりました。

自転車利用及び自転車保険加入に対して、次の質問をいたします。

１、小学校では児童に対して、自転車利用に対してどのような方法で安全指導を行っていますか。

２、中学校では登下校の自転車利用及び家庭に帰ってから、どのような安全指導を行っていますか。

３、教育委員会の安全指導により、弥彦村での小・中学校では、大きな交通事故は発生しておりませんが、県内外では大きな事故が発生しています。児童・生徒が交通事故の加害者になると賠償責任が発生します。今年度から新潟県は自転車保険の加入は令和４年10月１日から義務化されましたが、児童・生徒の保護者に対して自転車保険の加入状況について、どのような指導を行ったかお聞きしたいと思います。

以上であります。

○議長（安達丈夫議員）　それでは答弁を求めます。

教育長。

○教育長（林　順一）　児童・生徒の自転車保険の加入状況はという柏木文男議員の質問にお答えいたします。

まず、１つ目の、小学校では児童に対し、自転車利用に対しどのような方法で安全指導を行っていますかについてであります。

小学校では、毎年４月下旬に３・４年生を対象に、交通指導員の皆様からご協力いただき、児童全員が自転車に乗って、安全な自転車の乗り方や交通ルールについて学ぶ、そういう講習会の機会を設けております。また、夏休み前などには、学校安全計画に基づいて、これは全校児童になりますが、自転車の乗り方や交通ルール、自転車の点検や整備の仕方について指導をしているというふうに聞いております。

更に、日頃から、特に地域の皆様から自転車の乗り方について、危ないよとかというご指摘も教育委員会に直接来ることもあります。また、学校にも直接言っているようです。適宜担任や学年、また全校ということで取り入れて指導を行っております。

次に、２つ目の、中学校では登下校の自転車利用及び家庭に帰ってからは、どのような安全指導を行っていますかについてであります。

基本的に、登下校中心になる訳ですけれども、家庭に帰ってから自転車を利用する場合にも当然ながら通用する、通用するというか、大事にしなきゃいけない内容ですので、中学校での指導については、小学校と同じく４月に、これも本当に村の皆さん、交通指導員の皆様から全校生徒が自転車の乗り方について実演を交えて指導いただいております。特に中学１年生については、更に全員丁寧に実技指導もいただいているというふうに聞いております。

更に、ＰＴＡの校外指導部の皆様が、生徒の登校時や下校時に見回りをして安全指導する。そういう機会も年４回登校時、下校時、４回ずつ持っていると。そして、そこで気づいたことについて学校に報告し、学校で指導するというような取組もしているということであります。

指導内容については、これもよく皆さんから、地域の方からご指導いただくことでありますが、一列走行、並進しているよというようなことが、私にも耳に入ってきますし、学校でもそれについて繰り返し指導しているといいます。

一列走行、それから交差点や踏切での停止、それからヘルメットの着用、ライトの点灯、そして自転車整備の励行などであります。

何回も申し上げておりますが、問題がともかく見られた場合では、中学校でも即学年指導、全校指導を行っているということであります。

なお、校外指導につきまして、先ほどＰＴＡの皆さんからご協力いただいているという話をしましたが、これとはまた更に別に、先生方も年４回、校外指導ということで実施しております。

それから、最後、３つ目の児童・生徒の保護者に対して自転車保険の加入について、どのような指導を行ったかについてであります。

教育委員会としては、定例の校長会で、特にこの４月からということで議員もご指摘ありましたが、そういう義務化について校長会でも報告し、校長先生方に指導させていただきました。

そして、新潟県が作った自転車保険の加入の義務化に関するリーフレットが実はできているんですけれども、その配布について小・中学校にお願いするとともに、加入への啓発活動をお願いしたところであります。

小・中学校では、県が作成した「自転車保険の加入が義務化」という表題のリーフレットのほかに、県ＰＴＡ互助会が行っている小・中学校総合保障制度というのがあるんですが、そのパンフレットをやはり同じように全校児童・生徒に配布して、自転車保険の加入義務化について啓発の取組を行ったというふうに聞いております。

以上、報告させていただきます。

○議長（安達丈夫議員）　柏木議員。

○７番（柏木文男議員）　今、教育長さんからお話を聞きました。

それで、小学校の場合、３・４年生だけが実技指導をしたという形なんですね。それで、１年生、新入生の１年生がどのような形で指導されたかというのを、ちょっと中身をお聞きしたいなと思っております。

○議長（安達丈夫議員）　教育長。

○教育長（林　順一）　１・２年生はどうしているのかということだと思います。

それで、私もちょっと事実を調べてみましたら、これは国のデータなんでありますけれども、これは恐らく、私、この分まで小学校のほうとあまり情報をしっかりとまだ確認していないのでありますけれども、この小学校３・４年生が、活発に自転車に一人で乗ったり、友達と遊んだりする、そういう年代なのかなと。俗に言うギャングエイジということも言われますけれども、という時期になるのかなというふうで３・４年生というふうには推測していますが、この前、次のようなデータを見ました。

今年３月、警察庁交通局が発表した小学生に関する交通事故発生状況というデータがあるんですが、そうしますと、令和３年の小学生の交通事故による重傷者数等の推移を、学年別の推移を見た場合に、小学校１・２年生の場合は７割以上が歩行中に起こっているんですね。小学校５・６年生になると、歩行中よりも自転車乗用中がぐっと増えてきて、６割を超えるようなデータが出ています。このデータを見ても、３・４年生では実施というのは適切なのかなというふうには思っています。

しかし、１・２年生段階でも事故は起こっている。全国的には起こっている訳でありますけれども、学校でも全体指導の中では行っているというふうにして答えだけはいただいているんですが、具体的な３・４年生のような交通指導員による、いわゆる実際乗車の体験でしょうかね、そういうところまでは今取決めはされていないようなので、またこの方向について、学校と検討したいと思っております。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　柏木議員。

○７番（柏木文男議員）　ありがとうございます。統計から見ると、自転車に乗るじゃなくして、横断歩道とか、そういう道路のところでの事故が多いということが分かりました。

それと、中学生になると、毎日のように自転車通学をされると思うんですけれども、その自転車に対しての整備の関係については、指導というのはあるんでしょうか。それとも、あくまでも家庭の保護者の責任でやってもらっているという形なんでしょうか。ブレーキの効きが悪いとか、ライトが消えているとか、そういうことも考えられますので、そういう指導というのはなさっているんでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　教育長。

○教育長（林　順一）　今のことの柏木議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほどちょっと最初の話の中で申し上げさせてもらいましたけれども、１年生については、特に全員実技指導いただいている、交通指導員の方からいただいているということであります。当然、そのときに自転車の整備状況とかもチェック項目に入っているというふうに、これは確認していないんですが、当然それはあると思っています。これも確認しなきゃならないと思っていますが。

そんなふうなところでの指導は、先ほど言いましたけれども、指導内容には、これは学校で直接聞いた中身ですが、一列走行、交差点での停止、ヘルメット着用、ライト点灯、それから自転車整備の励行、これについては学校側も繰り返し子供たちに確認しているということでありますので、そういう部分での指導は学校からはされているかなと。ただ、２・３年生の中で、それぞれしっかりとチェックされているかというところまでくると、まだ私も確証はありません。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　柏木議員。

○７番（柏木文男議員）　県のほうのパンフレット並びにＰＴＡのほうのパンフレットを配布したという形を教育長から答弁いただきましたが、その中身、全体的に契約してある、どこの保険会社、民間のもあると思うんですけれども、そういう中で、実際に契約してあります県からＰＴＡのそういうパンフレットに基づいて加入しましたよ、あとは民間で入っていますよという、そういう加入状況というのは把握はしておる訳でしょうか。全く、ただ配っただけで終わりなんでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　教育長。

○教育長（林　順一）　今のことに関わっては、基本的には今配布という段階にとどまっています。少しそれに加えて話させていただくと、私もちょっと調べてみたんですが、議員ご指摘の新潟県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例というのが、この４月１日から施行されて、そこに義務化という自転車損害賠償責任保険等への加入の義務化というのが記載された、この10月１日からということで述べられている訳ですけれども、その中で、実は保護者、議員もお気づきだと思うんですが、保護者並びに学校についての責務というのも条文化されているんですね。その

中をちょっと確認しましたら、保護者は監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する技能及び知識を習得させるよう努めること、これは努力義務ですが、利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めること、更に自転車損害賠償責任保険等に加入する義務ということについても定められています。

一方、学校については、学校の児童・生徒が自転車の安全で適正な利用に関する必要な情報の提供及び助言を行うよう努めること、そして、自転車を利用する児童・生徒及びその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するように努めることというのが記載されていますので、基本的にはこの線に乗った指導はされているかなというふうに思っています。

ただし、これは私の個人的な部分であるんですが、確かにどのように保険に加入されているのかというのは、パンフレットを見ますと、実はパンフレットの裏面に、あなたの保険がどういうふうになっているかというようなことで、見方についてのチェックリストが書かれているんですよ。そうすると、保護者がそれを見てくれれば、自分の入っている保険がどうなのかとかいう部分がなるような形では丁寧に対応されているんですね。

だから、そこのところのあたりを、一応また保護者のほうに願っていく訳ですけれども、恐らく県下どこもそういうことで保護者にお願いしているかと思うんですが、もう一歩先を考えると、本当に村で、じゃ、どのくらい保護者が実際加入しているのかとかいう把握データは、今のところない訳です。今後、そういうところまで踏み込んで、村として関わっていくか。そしてまたあと、今それもご存じのとおり、今子供たちの登下校については、登下校とか、あと部活動への行き帰りについては学校教育活動ということで、日本スポーツ振興センター法だったかな、何かで、万が一の事故の場合は対応ができる体制はできている訳です。

ところが、個人で友達と遊びに行ったとか、家族でツーリングしたとか、そういう場合の事故はない訳ですよね。これは小学生も当然ですがないですが、そういうのを今度考えたときに、保護者のニーズとかしながら、そういう形で、今の保険って団体の保険になっている訳ですよね。だから、そこら辺は村としてまた考える必要があるのかどうかあたりも検討していかなきゃいけないなというのは、個人的には思っています。そんな状況です。

○議長（安達丈夫議員）　柏木議員。

○７番（柏木文男議員）　３回目、いいですか。

機会があったとき、是非保護者の方に対しての、現在そういう保険に入っていますかということも出していただいて把握しておけばいいのではないかなと思っております。

今回、私は児童・生徒の自転車の保険の加入を中心に質問させてもらいましたけれども、そうなると、中学までは把握できたと。その後、今度高校生とか、一般の村民の方の自転車に乗る機会も非常に多いと思うんですよね。そういう中で、やはり自転車の保険の加入をしないと、不注意で交通事故を起こしてしまった、そして高額な請求をされてしまうということもあります。私も民間の保険に入っておりまして、家族全員が私の中で入っているんですけれども、月300円ぐらいで３億円まで補償をしてくれる保険に入っております。

そういうこともありますので、やはり安い保険もありますので、300円ぐらいで入れる保険というのが、月ですね。月300円の保険がありますので、どうかなと私は思っております。

それで、この教育委員会終わらせていただいて、是非お願いがある、総務課になるんですけれども、10月号で「保険の適用が義務化になります」という広報が掲載されております。小さい字で書いてあるから見ない人もいっぱいいると思うんですけれども、是非今一度、保険適用が義務化されたことを広報に掲載していただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　総務部長。

○総務部長（志田　馨）　今ほどの件については、積極的に村民の皆さんに情報提供なり、周知をしていきたいと考えております。

○７番（柏木文男議員）　ありがとうございます。

弥彦村は交通事故を起こさないということが前提で私はいると思っておりますし、やはりそういってももらい事故もある訳です。自分が気をつけていてももらい事故もあります。

子供たちが学校に行くときに交通事故に遭うというのは悲惨なことでありますので、それがなくなるような、また村で交通安全指導員さんから指導をいただいたりして、子供が交通事故に遭わない工夫をしてもらいたいなと思っております。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（安達丈夫議員）　これで柏木文男議員の質問を終わります。

また、しばらく休憩といたします。

再開は11時30分といたします。

（午前１１時１５分）

○議長（安達丈夫議員）　それでは、一般質問を再開いたします。

（午前１１時３０分）

◇　丸　山　　浩　議員

○議長（安達丈夫議員）　次に、丸山浩議員の質問を許します。

４番、丸山浩議員。

○４番（丸山　浩議員）　それでは、通告に従いまして、ふるさと納税について質問をさせていただきます。

ふるさと納税とは、自分が選んだ自治体に寄附することにより税金の控除、還付が受けられる制度です。この制度は、もともと都市部と地域の税収格差を是正するために施行されたものです。地方で自治体の支援を受けて育った人が都会に出て働くと、住民税は都会に納めることになります。その不均衡を解消するためにふるさと納税制度がつくられました。制度は平成20年に始まりましたが、平成26年頃から寄附者へのお礼として特産物を送る自治体が増え、メディアで話題になりました。更に、平成27年に制度が拡充されたことも追い風となり、年々利用が拡大しており

ます。

ふるさと納税により自治体は歳入が増える上、地元の特産物を全国にＰＲすることができます。また、特産物の生産者は、お礼の品を受注することで商品の知名度も上がり、販路が拡大し売上げが増えます。それに伴い、地域全体も活性化します。一方、寄附者は税金が控除される上、お礼の特産物を味わったり、選んだ自治体を応援したりできます。

ふるさと納税には３つの大きな意義があります。

第１に、納税者（寄附者）が寄附先を選択する制度であり、選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなる制度であることです。それは、税に対する意識が高まり、納税の大切さを自分事として捉える貴重な機会となります。

第２に、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になれる制度であることです。それは、人を育て、自然を守る、地方の環境を育む支援になります。

第３に、自治体が国民に取組をアピールすることでふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこと、それは選んでもらうことにふさわしい地域の在り方を改めて考えるきっかけへとつながります。

更に、納税者と自治体がお互いの成長を高める新しい関係を築き、自治体は納税者の志に応えられる施策の向上を、一方で納税者は地方行政への関心と参加意識を高める、言わば自治体と納税者の両方が共に高め合う関係の構築となります。一人一人の貢献が地方を変え、そしてよりよい未来を創る全国の様々な地域で活力が生まれることを期待されております。

このふるさと納税制度は、地域の魅力発信や特産物の販路拡大など地域活性化の重要な手段の一つとなっております。各自治体の地域間競争が本格化している中で、弥彦村のふるさと納税の現状と課題、取組について伺います。

○議長（安達丈夫議員）　それでは答弁を求めます。

村長。

○村長（小林豊彦）　丸山浩議員のご質問にお答えします。

質問の内容については、私より担当課長のほうがいい質問だと思いますので、担当課長のほうよりご答弁させていただきます。

○議長（安達丈夫議員）　総務課長。

○総務課長（斎藤雄希）　では、初めに弥彦村のふるさと納税の現状についてお答えさせていただきます。

まず、令和３年度、昨年度の実績としては、５億949万円の寄附金額でございました。今年度の寄附金額につきましては、11月末までの速報値が先日出たところですが、累計で前年度比で121.9％という数字になっております。８月頃までは、実際のところ昨年度より低い数字で推移しておったところでございますが、秋以降急激に盛り返してきておりまして、現時点におきましては昨年度より好調であると言えると思います。

その要因につきまして幾つかご説明したいと思います。

前年度人気の高かった返礼品といたしまして、フライパンなどの金属製の調理器具等がございますが、年度の初め、材料である金属等の資材不足のため在庫切れを起こしてございました。夏頃からようやく供給のめどがたったところでございましたので、受付を開始したところ再び人気を集め、現在順調に、急激に寄附額が伸びているところでございます。

また、弥彦村で最も人気のあるお礼の品は伊彌彦米でございますが、前年度や前々年度を若干上回るペースで、今寄附を集めております。これは、県内外において伊彌彦米のＰＲに努めてきた成果が現れているのではないかと思っております。しかし、農産物をお礼の品の頼みの綱としていることについては、用意できる数量に限りがございますので、これにつきましては弥彦村のふるさと納税の課題であるとも思っております。

今年度は、テレビで紹介された影響もあり、枝豆も好調でしたが、やはり数量に限りがあるため在庫切れが続いたこともございました。農産物である以上、自然が相手であることもあり、ある程度やむを得ない面もあるとは思いますが、その中でも可能な限り多くの数量が確保できるよう努めてまいりたいと思います。また、今後の取組についてでございますが、今年度新たに伊彌彦米零としてブランド化いたしました農薬及び化学肥料不使用米を新たに追加いたしました。あわせて、需要が今高まってきております無洗米についても、どのような量目のものがよいのか検討しながら拡充を進めております。

議員ご指摘のようにふるさと納税のメリットといたしましては、実際に寄附金が集まるだけではなくて地域産業の振興や生産者の収入増加にも直接つながることがあるかと思います。また、実際に以前もそうだったんですが、ふるさと納税は実施する側が何も手を打たないと寄附額が減少してしまうという傾向がございます。自治体の努力が結果につながることが明らかだと思っておりますので、目玉と言えるような魅力的なお礼の品物の創設、毎年作り続けることが必要であるとともに、村の産業発展の支援となるような品物の開発に努めてまいりたいと思います。

以上で終わります。

○議長（安達丈夫議員）　丸山議員。

○４番（丸山　浩議員）　私の手元の資料によりますと、令和元年度が３億5,500万円、令和２年度が４億3,900万円、令和３年度が５億900万円と年々増加しております。更に、今、課長の答弁であったように、令和４年度は今現在で121.9％であるということです。

現在のふるさと納税は、どのようなポータルサイトで受付ができる体制になっているのでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　総務課長。

○総務課長（斎藤雄希）　今ほどのふるさと納税のポータルサイトでございますが、まず大きいものとしては、さとふる、それからふるなび、ふるさとチョイス、ＡＮＡ、その他主要なポータルサイトと委託契約を結んでございます。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　丸山議員。

○４番（丸山　浩議員）　弥彦村第６次総合計画の中のふるさと納税でも触れてありますとおり、ふるさと納税ポータルサイトを活用して、ふるさと納税に興味がある方々に効果的なＰＲをしていきたいというふうにありました。また、弥彦村のＳＮＳを活用し、ふるさと納税未活用層にも弥彦村の返礼品のＰＲを検討していきたいというふうに記載がありました。

私も、弥彦村のＳＮＳ、インスタなりを見させていただいておりますが、このふるさと納税に関してのＰＲはそんなに目にしたことがなかったかとは思うんですけれども、実際どのようなＰＲというのをされておるのでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　総務部長。

○総務部長（志田　馨）　今ほどの、ＳＮＳを活用したふるさと納税のＰＲについては、ここら辺、いわゆる都市部の方向けに出るような広告的な表示をさせているので、丸山さんが今お使いになっているＳＮＳには出ないというふうに思っております。あくまでも、都市部、私たちに寄附をしていただけるような地域とか年代層を絞ってＳＮＳに表示をさせるようにしてみました。

○議長（安達丈夫議員）　丸山議員。

○４番（丸山　浩議員）　分かりました。

それでは、今定例会の初日ですけれども、村長の開会の挨拶の中でふるさと納税の寄附金のうち、毎年１億円を図書館の蔵書の購入の予算に充てていく予定だというふうにおっしゃっていたかと思います。実際、このふるさと納税の寄附者の方々から使い道を指定されるというか、こういう使い道が希望ですと言われることはあるのでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　総務課長。

○総務課長（斎藤雄希）　寄附者によるんですけれども、それぞれ項目を指定してくる場合もありますし、そうでない場合は村長一任というものがございます。今回は、その村長一任の分のところから拠出する予定とさせていただいております。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　丸山議員。

○４番（丸山　浩議員）　指定がないものの部分を、図書館の蔵書の購入に充てるということですよね。

○議長（安達丈夫議員）　総務課長。

○総務課長（斎藤雄希）　主にということでございますので、よろしくお願いします。

〔「すみません、よく聞こえなかったので」と言う人あり〕

○総務課長（斎藤雄希）　村長一任というものを主として充てさせていただくということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安達丈夫議員）　丸山議員。

○４番（丸山　浩議員）　ふるさと納税の寄附者が使い道を選ぶ分野というのがデータとしてありまして、テーマ別に一番多いのが子供や青少年の使い道にしてほしいということ、２番目に文化、教育、生涯学習、３番目に環境、景観、４番目に医療、福祉、５番目に農林漁業、水産業、商工

業、その次に自然保護、観光、あと公共施設に使ってくださいとか、高齢者の支援、また伝統を守ることに使ってほしいなど、使い道を選べるものでふるさと納税を寄附される方もいらっしゃいます。

そこで、最近、ふるさと納税の活用の方法として、ガバメントクラウドファンディング（ＧＣＦ）と言われているものがございます。これが、不特定多数の方からインターネット上で支援者を募る資金調達方法、クラウドファンディングの自治体版のようなものが最近多く見受けられます。自治体がプロジェクトのオーナーになることによって、具体的な使い道を示して寄附を募って資金を調達する方法であります。その使い道に共感もしくは賛同した人がその自治体に寄附をして、寄附金の控除の適用が通常どおり受けられるものであるというふうに資料に書いてございました。

一般的なクラウドファンディングは、募集元が大丈夫なのかと、安全性など確認が難しい面があるんですが、ＧＣＦは自治体がプロジェクトのオーナーとなっておりますので、信頼性が高く、安心して参加することができるというふうに言われております。

また、お礼の品がなくても多額の寄附が集まる方法として注目を集めている制度でもございます。せっかくですから社会貢献をしたいですとか、返礼の品がなくても寄附者の気持ちが表現できるということで、様々な自治体でＧＣＦのプロジェクトが実施されております。また、単一の地方自治体だけでは非常に難しい部分もあるプロジェクトに関しては、広域的に複数の自治体で広域連携してＧＣＦをしている例が多数見られます。

弥彦村においては、広域的な連携もしくはそのガバメントクラウドファンディング（ＧＣＦ）等、どのようにこれから活用していこうかなとお考えでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　総務課長。

○総務課長（斎藤雄希）　ガバメントクラウドファンディングですが、今回の図書館建設に当たっても実際検討はいたしましたが、残念ながらそのときはその方法を取ることは行わないということといたしました。今、議員から提案いただきましたので、今後どのように活用できるかまた検討したいと思います。

また、広域的な活用となりますと、弥彦村だけではなくて周辺の市町村等とも連携ということになりますので、その辺につきましてもまた時間がかかると思いますが、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　丸山議員。

○４番（丸山　浩議員）　分かりました。今後検討いただければというふうに思います。

次に、先ほどの弥彦村第６次総合計画のほうに戻ります。

この計画では、返礼品の充実を図ることによって、村外からの寄附者に対し、更なる弥彦村の魅力、情報を発信し、弥彦村の関係人口の拡大にも努めていきたいというふうにありました。弥彦村のファンを増やすきっかけとしてふるさと納税を活用していくと、それによって税収も上が

るいうことで、寄附者、自治体にとっても双方メリットがある制度、また交流人口や関係人口が増えるということで、地域の活性化につながっていくということもメリットの一つかと思っております。

このようなメリットが非常に大きい、また、弥彦村の歳入にとっても非常に重要な制度だと思いますが、先ほど弥彦村、令和３年度では約５億900万円のふるさと納税があったということですが、実際にこの寄附額は５億900万円というのは分かるんですけれども、その中でいろんな経費がかかると思います。ポータルサイトの手数料とか、あと返礼品の代金ですとか、実際に５億円の歳入があって自由に使えるお金というのは幾らぐらいなんでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　総務課長。

○総務課長（斎藤雄希）　今ほどのご質問ですが、もうその辺の数字が決まっておりまして、お礼の品、返礼品として使える金額は寄附額の30％未満、その他委託料、送料等合わせて全体の寄附額の50％未満にしなさいという基準が出てございますので、おおよそ手元に残る額としては寄附額の半分ということになります。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　丸山議員。

○４番（丸山　浩議員）　実際、５億円の半分といたしましても２億5,000万円、50％が自主財源としてほぼ自由に使える歳入ということで、令和４年度、もしくはこれからもふるさと納税の制度を活用し、歳入の増加に努めていただければと思います。

６次計画には、令和７年度に８億円の目標を掲げております。この目標が達成できるように、また更に魅力的な商品の提供や様々なＰＲをしていただいて、弥彦村の魅力発信をしていただけたらと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（安達丈夫議員）　これで丸山浩議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩といたしたいと思います。再開は13時30分といたします。

ご協力をお願いいたします。

（午前１１時５３分）

○議長（安達丈夫議員）　弥彦村議会12月定例会の一般質問を再開いたします。

（午後　１時３０分）

◇　板　倉　恵　一　議員

○議長（安達丈夫議員）　それでは、板倉恵一議員の質問を許します。

６番、板倉恵一議員。

○６番（板倉恵一議員）　それでは、一般質問、通告に従いまして、お尋ねをしたいというふうに思います。

件名は、人間形成の基本は挨拶からということでお尋ねをしたいというふうに思います。

今年５月、私の所属する心の悩みなどを研究している一般社団法人日本創作療法学会の研究発表がありました。それは、平成24年から10年間の小学４年生を対象に、描画式投影法心理アセスメントの心理テストを行った内容の発表であります。それによりますと、最近の子供の学力はとても向上しているという結果が出ております。でも、子供自身は幼くなってきていると言っております。

1999年に「お母さんわたしの絵を見て」という内容の本が書かれました。これは臨床心理士の中西芳夫氏が当時でも同じようなことを言われております。今から20年も前であります。また、元保育園に勤務されていた方も同様な話をされていました。

我々の子供時代と違って、分からなければスマホやタブレットで調べればすぐに答えが出てきます。これからはコンピューターの時代だといいます。でも、ＡＩと人の違いは、出た答えをどのように使用するかだというふうに思います。

弥彦村は教育立村を掲げています。弥彦村教育委員会では、11月に、子ども若者育成支援強調月間の取組をされており、とてもよいことだと思います。その項目の中に、日頃から挨拶を交わすことで、子供の変化に気づくとあります。そこで気になるのが、最近のお子さんは、朝、「おはよう」と声をかけると子供たちは「おはようございます」と返事が返ってきます。でも、夕方、「今日も頑張ったね」と声をかけても返事がありません。即対応できない子が多くなってきております。

弥彦村も11月に挨拶運動を行っております。学業もしかりですが、人間形成の基本として、まずは挨拶をと思います。我々も小さいときは、そのように教えられてきました。各家庭のしつけもさることながら、小・中学校での指導をどのように行われているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　それでは答弁を求めます。

教育長。

○教育長（林　順一）　今ほどの、人間形成の基本は挨拶からという板倉恵一議員の質問にお答えいたします。

小・中学校での挨拶の指導についてのお問合せです。

小学校では、学校生活の年間重点目標を「あいさつをしっかりするよ　じぶんから」と掲げ、年間を通して重点的な取組を行っています。特に、年度当初の４月、５月や年度中盤の９月、10月は、月の生活目標を更に「あいさつ」にというふうにして、児童が玄関前で登校する児童に挨拶を呼びかけるなどの全校で挨拶運動を取り組んでいます。

中学校では、生徒会の取組として、年間を通じて生徒会役員を中心に、玄関前に立って挨拶を呼びかける活動を行っています。

更に、小・中学校ともに、教職員も年間を通して毎朝校門前で、玄関前に立って、児童・生徒

を迎え、挨拶をしております。そして皆様も学校を見てこられたときもお分かりのように、やっぱり授業始まり、終わり等については、それぞれ小・中ともに、子供たちが子供たちで声をかけながら挨拶をしているという、そういう日常からも常に図っているところであります。

特に小学校では、５段階の挨拶レベル表を提示し、レベル５になりますと、目を合わせて自分から進んで挨拶をすることを目標に指導をしております。

また、先般は「校内こんにちは運動」ということで、お互いに「こんにちは」を言い合うというような形での活動を展開したりして、お互いに挨拶し合う習慣づくりも進めているところであります。

一方、小・中学校でも、授業中でも先ほどちょっと話しましたが、道徳から総合的な学習の時間、更に昨今またいろいろ地域移行ということが話題になっております部活動など、皆さんも経験されたと思いますが、様々な場面で、時と場合に応じた挨拶の仕方について、適宜指導を行っているということであります。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　板倉恵一議員。

○６番（板倉恵一議員）　今ほどの中でも、小・中学校ともやっていると。こんにちは運動をやっているというような話でありました。

私の知っている方で、矢作の駅前で、たまたま朝、電車に遅れた子供さんが、子供さんといいますか高校生の方だと思うんですけれども、その方を、遅れたので吉田の駅まで送ったと。でも、その場、降りるときに一言も何もなかった。ただ礼だけ、頭下げて終わった。私の思いとしましては、近所の方でありますので、当然、その方も言っておりましたが、親御さんから「いやあ、この間はうちの子、ありがとうございました」という言葉があるかと思ったら、それがなかった。その子も、その後も会っても何も返事もない、挨拶もないというような話を聞きました。

今、職場でもそうです。それから家庭の中でもそうです。前にも私、一般質問の中で「ホウレンソウ」、報告・連絡・相談という話をしました。今、家庭の中でも、それから職場の中でも、その「ホウレンソウ」の部分が欠けてきているんではないのかなというふうに感じる訳であります。

そういう中では、どこがそれを指導するのかというとなかなか難しいことであります。でもそれを、きっかけをつくるのはやはり、まずは教育委員会が保育園、小学校、中学校の部分で基礎をつくるという部分で、指導していただけないものかな。ついては、それが地域の中に広まっていくということを私は思うんですが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　教育長。

○教育長（林　順一）　板倉議員がお話しいただいた部分については、教育委員会としても非常に責務の一つだというふうに思っていますので、これからもその点については意を用いていきたいなと思っております。

例えば、最近、議員の皆さんも本当に見ていただけないので、保育園の運動会があったんです

が、やっぱりなかなかいい取組だったなと思ってはいるんですけれども、やっぱり最後になりますと、子供たちが、「先生さようなら、皆さんさようなら」と言って元気な声出して、保護者の皆さんにも挨拶して帰っていく姿が見られました。

また、この前、小学校に、モンゴルですけれども、ウランバートルの近くのエルデネ村の訪問団が来ました。向こうの保育園の園長さんや学校の先生、それから校長先生も来られましたけれども、弥彦の子供たちの挨拶にびっくりしていました。というのは、私もモンゴル語はよく分かりませんが、学校のほうで「センベノー」ということで、こんにちはという挨拶を、指導はもちろんしたんですが、各教室に入ると、皆さん入ると、子供たちが本当ににこにこしながら、大きい声で「センベノー」と言いながら、一人一人が挨拶しておりました。ああいうのを見ると、すごく挨拶が生きているなと、私は手前みそで思っているところなんでありますが、確かに、朝の部分とか帰りの部分ということについても、課題はあるのも承知しておりますけれども、基礎的な部分と言われました挨拶についての指導は、それぞれ学校の中で行われているという、保育園も含めてですが、されているというふうに私自身は認識しております。

また、先ほどちょっとありましたけれども、村民への働きかけということで、社会教育委員の方が先般、挨拶運動、11月９日から18日までだったかな、行いました。昨年から特に社会教育委員の会で一生懸命皆さんがやっていただいているんですけれども、これは村の皆さん、全戸に運動についてお知らせして、防災無線を使ってもお知らせしたところであります。

今回は子供たちの登下校を中心にしながら呼びかけをやったんですが、中でこの運動の大きな目的、最終的な目的は、観光の村、弥彦村だから、子供たちにも挨拶ができるような、そんな村にしたいねという、それで村民同士がお互いに、声かけ、挨拶し合う村にしたいねというのが、それが私は５年後の目標なんですね。

そういう中で、今回も、社会教育の会の方が活動し、行って、村長も実は２回、小学校、中学校のところで参加もいただきましたし、社会教育委員会の方以外でも賛同された方、中には時間年休を取って玄関に来たということで、参加されていた方もありましたし、非常に頭の下がる思いでありました。

そういう中で、しつけという部分と、やっぱり挨拶、確かに学校も、私の立場だからお許しいただきたいんですが、学校も確かにやらなければいけないんですけれども、一番身近なモデルである家族、大人が積極的にやっていくことというのも、これは絶対欠かせないなと、両輪だなというふうに思っているところです。

だから、一説には弥彦村の地域性というか、みんなが身近なので、身近なほど挨拶を省略されるというのもあるやに聞いています。会社なんかでちょっと批判を上げると、挨拶をせざるを得ないという、極端なことを言いますと、というようなこともありますけれども、やっぱりそういうところもおいおい広げていきたいなというふうに思っています。

今回の取組も、社会教育委員の会には本当に頭が下がるんですけれども、あの方々が直接運動されているんですよね。本来であれば、あの方々が中心になってアイデアを考えて、それに賛同

する地域の方々が動くというのがベースになるかと思うんですが、なかなか今そこまでいきません。そこら辺がちょっと社会教育の会でも課題だというふうにして、これどう、弥彦村の中で様々な組織がある訳ですが、そういう組織の方々が一緒になって動く、のぼり旗も立てましたけれども、そういういろんな方々が一緒にすると、随分と協力的な部分になっていくんじゃないかなというふうに私は思っています。何とかそういう活動に広げられたらなということで、いつも最後になると議員さんにお願いしているんですけれども、議員さん方からも積極的に、また身近なところに、村内の方に働きかけていただいて、やっていただければありがたいなというふうに思っています。

それから、あと、特に言われた中で、帰りのことで直接、なかなか反応がないと、これはやっぱり確かに課題かもしれません。言葉が変わると、何か答えに戸惑ったりとかというようなこともあるのかなと思いながらも、これは学校のほうにも伝えながら検討していきたいなと思っています。

ただ、一つ紹介させていただきます。

実は私、ここへ今日来る前に、大変うれしいことがありました。というのは、ご存じのとおり、私は村外から、ここにお仕事、本当にありがたく、仕事を務めさせていただいていますけれども、うちの前を、私が朝、出かける頃に、どうも引っ越してきたんじゃないかと思うんだけれども、今年から、私の前を通って学校に行く中学生がいるんですよ。私と妻と、ガレージを開けたりするもんですから、必ず朝、一緒になるんですけれども、本当に最近まで、遠くから歩いてきて、私たちちょっとまごまごして、私の目の前を通るんですけれども、私の顔を見ると、妻もそうなんですけれども、そっぽ向かれるんですよ、逆に。視線を避けられちゃうんですね。

だから、これは昨今のいろんな状況もあるんだろうなと。いろんな悲惨なニュースがあるので、特に女子生徒ですので、警戒心というのがあるんだろうなというふうに。妻とは、不審者がられている部分もあるかななんて言いながら、笑いながら出てくるんですが、今日、妻から、実はお父さん昨日、その子に話しかけて、全然挨拶と別なことで、道のことでちょっと話をしたら、ありがとうと言われたと言うんですよ。だからこれ今、４、５、６、７、８、９、10、８か月、これ毎日会っている訳じゃなくて、それこそ２週間に１回会うか会わないかぐらい、ちょうど時間帯が合うかどうかなんですけれども、やっぱり子供たちの心理って、そこにさっき言われましたけれども、本当に、変化というかな、子供の変化という部分をしっかり見るというのは、それって本当に大きいので、だから、あしたからまたその子はそっぽを向かれるかもしれません。それは分からないんですけれども、でもどこかで通じたなというので、今日ちょっとほっこりしてきたんですが、やっぱり子供が本当にそれほど日によって変化が大きいというか、という訳なので、やっぱり周りの大人がたくさん声かけるという、家庭事情もありますので、これまた是非お願いしたいなというふうにちょっと思って、口幅ったいことになりましたが、すみません、終わりにさせていただきます。

○議長（安達丈夫議員）　板倉恵一議員。

○６番（板倉恵一議員）　今ほど教育長も言われました。やはり、周りの大人の人が、その子供に声をかける。一頃、学校のほうでも不審者対応ということで、挨拶しても挨拶を返すなというような指導もあったみたいに聞いております。そういう中では、子供たちもやはり警戒心を抱いているというのも分かります。そういう中で、何遍も同じ人に挨拶をしているうちに、相手のほうからも挨拶が返ってきたという話も聞いております。

ただ、また最近では、夕方、「今日、頑張ったね」というような声かけをしても、子供たちはどうやって答えていいのかなというような話も聞きます。要は、その対応に対して、行為に対してどうやって自分が答えていいのかが分からないという部分では、一言うと一、二言うと二というような状況で、今、子供たちは確かに頭がよくなってきております。それは全国的にそうなんですが、ただ、その応用ができないというように私的には感じるんですが、これからは、よく言われるのが、自分たちの仕事がＡＩに取って代わられるんではないのかというような危惧も聞きます。

そういう中では、中国のコンビニ、日本もコンビニが、いろいろのコンビニさん、中国に進出しておりますが、中国のコンビニではＡＩが全て管理をしているという話を聞きました。そういう中で、例えばごみが落ちている。それをＡＩのほうから、支店長になるんですけれども、ＡＩの支店長が、ここにごみが落ちていますよと、それを処理するかしないかで、その人の査定、店員の査定ができる。それで、トイレに行く。黙ってトイレに行くと大幅な減点になるというような話まで聞いております。ところが、そのＡＩの、要するに支店長のコンビニは確かに売上げが上がったそうです。でも、店員の方がなかなか集まらない。そういう中では、日本の進出したコンビニは全て人間で管理をしているという中では、そんなに２倍も３倍も売上げは伸びていないけれども順調に店のほうはうまくいっているという話も聞いております。

やはりこれからは、どうやってＡＩを使っていくのか。それをやはり指導していただきたいというのが保育園、小学校、中学校のときの基ではないのかなというふうに、私的には思います。

我々、子供のときでは、５人集まれば５人の遊びをしました。10人集まれば10人の遊びをしました。今は５人集まっても、１人はファミコンをやっている、１人はテレビを見ている、１人は漫画本を見ている。それは５人でも10人でも同じ。私も、私の知っているところに行って、そのお子さんたちにも話しかけたけれども、これのほうがいいんだよと、それで終わりになっております。果たしてそれでいいのか。

確かにパソコンで物を調べて、分からなければ物を調べて、それで終わりというような状況もあります。今年の７月８日、奈良県で銃撃事件がありました。その銃撃事件で使われた銃も、パソコンで調べて自分で製造ができるという、今、時代であります。要はそれを使いこなすのはやはり人ではないのか。その基礎をつくるのは、保育園、小学校、中学校の中で、そういう基をつくっていくと私は思います。

そういう中で、私の知っている方が、保育園の保母さんの方ですが、保育園の園長先生が園児の皆さんに、皆さんに今日宿題を出しますと言われたそうです。保育園で宿題を出すの何という

ような形と、皆さんも思うと思いますが、園長先生は、皆さん、今日これ宿題だよ。帰ったらママからだっこしてもらってねという宿題だったそうです。

それで、その子はうちに帰りました。ご飯どきだったもんで、ご飯の支度等いろいろありますから、ご飯の前は、夕食前はどうしても忙しいと。それでその子は、「ママ、今日、宿題を預かってきたんだ」と言ったら、ママのほうは「今、忙しいから、夕食の支度で忙しいからね」、それで終わりだったそうです。その子は半べそになって、それで、夕食が終わった後、その母親がその子供に「さっき帰ってきたときに、宿題があったと言ったけれども、何の宿題だったの」というふうに聞いたそうです。そしたら「うん、今日、園長先生が、おうちに帰ったらママからだっこしてもらいなさいねというのが宿題だった」ということを聞いて、ママのほうも、ちょうどご飯終わったばかりだったので、だっこしたそうです。それを隣で聞いていたパパのほうも、やはりだっこしてやった。その隣にいたおじいちゃん、おばあちゃんも、俺もだっこしてあげようかというような話をその保育園の人から聞きました。

今、子供たちは、常日頃の中でもそうです。物すごく今不安です。日本の人口の４分の１がちょっとそういうような部分でかかっているという話も聞いております。それを取り除く、それから、そういうものを育てていくというのが私は、保育園、小学校、中学校、幸いにも弥彦の場合は教育委員会のほうで、一貫して、全て持っております。保育園の状況を小学校へ、小学校の状況中学校へそのまま上につなげていかれるようなシステムが、弥彦村はできております。やはりそれは大事にしていただきたいなと。そういう中から、子供たちを育てていける環境を是非ともつくっていただきたいというふうに思っております。

それについて何かありますか。

○議長（安達丈夫議員）　教育長。

○教育長（林　順一）　ありがとうございます。最後に言われた保・小・中の連携については、私もやっぱり自分でやってよかったなというふうに思っています。保・小の接続、小・中のつながりというのも、随分と開かれてきたなというふうに思っていますし、先生方も、保育士さんも頑張っていただいているなと感じているところです。

あと、いろんなところで話が出たので、まず一つ、最後の質問の中にありました対応力については、改めて小学校の校長先生、実はここに来る前に、何か議会で出たらすぐ連絡くださいというふうに言われていますので、早速報告したいと思っています。

それからあと、確かにＡＩに係る部分という話は聞きましたが、私も先般、京大の大学院を出た人が入試で不正をして、それが何か不正しても、これはニュースだから一面的にしか分からないんですけれども、出てきた一つの答えとして、自分でネットで検索したけれども、そういうことで捕まったという事実がなかったから、自分はやったというようなことが理由の一つになっていたようですから、何ばか言ってんだという、本質的な自己判断ができないなというふうに思った訳で、それぐらいあれで、やっぱり今のオレオレ詐欺とか、それからあと自殺サイトとか、みんな、自分がそこにもう、マインドコントロールじゃないんですけれども、そこにもう気持ちが

行っちゃうとそこにすうっと流れちゃうような、情報がいっちゃうという、本当にちょっとやっぱり、切ないなというふうに思うんですが、そういう中で一つ、私が思っていることをちょっと話をさせてもらうと、板倉議員さんが、出た答えをどう活用するかという、使用するかと、これ確かに大事なんですが、私はもう一つ、出た答えが本当に正しいかどうか、そこを批判的に見る情報、この力がすごく、何かマスコミさんがいるみたいなんですけれども、何かすごく、それを思っています。だから、出ている答えがみんな正しいのかどうなのか、それ本当にそうなのかという、そういう点で、実は学校図書館にも、実はネットにつながる環境をつくってもらいました。というのは、ネットで調べて、それが本当に正しいかどうかを改めて図書館の図書で調べてみる。これは私はすごく大事だと思っているので、そういうふうにして、これは先進地視察したときに、それっていいなと思って導入したいなと思ってしてもらっているんですが、本当に子供たちがその批判的能力、これというのがすごく大事だと私は思っています。

ということは、そういう中で、正しいか正しくないかというあたりで……、失礼、批判的な能力の中で、自分なりの価値判断というのがより強化されていくのかなというふうに思っている部分もあるんです。

その中で、小・中で９年間の情報カリキュラムというのを今つくっていますので、それも形にはもうなっていますが、そんなことも活用していただきながら、そんな力もつけなきゃいけないかなというふうに思っているところです。

冒頭の高校生の話で、私も聞いて悲しく思いましたけれども、それはちょっとまた、この後のそのつながりの中で、いやそうじゃないんだよと誰かがまた教えてもらえれば、これはありがたい、会社なんか行けば必ずそうなる訳ですから、地域の中でもそうやってしようねと言って、お前のところのあれなったよみたいなことも勝手に言われてもいいと思いますし、そういうコミュニケーションが大事かなというふうに思っています。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　板倉恵一議員。

○６番（板倉恵一議員）　今ほど教育長が言われましたけれども、やはり私もネットで調べれば、スマホで調べれば簡単に調べられます。その使い道、活用方法をどうやったらうまく皆さんの中に入っていくのかな、利用できるのかなというのは、やはり大事なことかなというふうに思います。その判断ができるという子供さんをつくっていただきたい。まして、これから新しい図書館ができます。大いにその図書館を使って、図書館で調べられるという状況をやはりつくっていただきたいなというふうに思っております。

以上です。ありがとうございました。

○議長（安達丈夫議員）　これで板倉恵一議員の質問を終わります。

◇　花　井　譲　温　議員

○議長（安達丈夫議員）　次に、花井譲温議員の質問を許します。

２番、花井譲温議員。

○２番（花井譲温議員）　一般質問通告書に従って、２件の質問をいたします。

１番、子宮頸がんワクチン接種状況について。

２番、帯状疱疹ワクチン接種補助金予算化について。

日頃より、予防医療推進に向けて、ワクチン接種にご尽力いただきありがとうございます。

子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルスの持続感染により引き起こされるがんですが、2019年の診断数は年間１万879例、これはスマホで調べたものですので、2020年に2,887人が亡くならなくなられています。

定期接種により、子宮頸がんワクチンは、無償で小学６年生から高校１年生までの女性希望者に実施されています。17歳までに打つと、30歳までに子宮頸がんを発症する確率が88％下がると言われています。

弥彦村では、来年度は男性にも、全国に先駆け無償で実施予定とのことですが、現在の接種の実施状況について伺います。以前に、那須議員がこの子宮頸がんワクチンについての質問をされているそうですけれども、私、それ知らなかったのであれですけれども。

対象ワクチンは何価のワクチンか。２価、４価、９価とあるんですけれども、２価のワクチンは、２つのウイルスで子宮頸がんの90％のウイルスの発症を予防できるワクチンであります。これは女性のみです。

４価のワクチンですけれども、子宮頸がんのウイルス２のほかに、尖圭コンジローマという性器のところにできる良性の腫瘍、いぼみたいなものができるんですけれども、それに対しての効果のあるワクチンになります。男の人も女性も受けることができます。

そのほかに、任意、これはお金を払わなければならない予防接種ワクチンになりますけれども、女性対象で９価のワクチンがあります。希望すれば実施は可能なのでしょうか。

村民についての子宮頸がんワクチンの啓蒙はどのようにされているでしょうか。

２番、帯状疱疹ワクチンの接種補助金予算化について。

日本人成人の90％以上は帯状疱疹の原因となるウイルスが体内に潜んでいて、50歳代から発症しやすくなり、80歳までに３人に１人が発症すると言われています。

50歳以上で発症した人のうち、約２割の方が長い間痛みが残る帯状疱疹後神経痛になると言われています。根本的な治療法がなく、何年も痛みが残ることがあります。予防するためには帯状疱疹ワクチンがあり、帯状疱疹ワクチンは現在、弱毒生ワクチンの水痘ワクチンと乾燥組換え帯状疱疹ワクチンと２種類があります。ワクチンは自由診療のため、医療機関によって値段はいろいろです。２万1,000円から３万円まで幅があり、インターネットでは幅があるとのことです。某病院では、水痘ワクチン１回接種で7,722円、これ１回で済みます。乾燥組換え帯状疱疹ワクチンで１回２万2,000円、２回打ちますので４万4,000円にもなります。65歳以上の夫婦が打つと８万8,000円と高額の負担になります。そのため、自治体によっては補助金の対象となっています。補助自治体の一例を挙げると、名古屋市では、水痘ワクチンの場合、接種する回数は１回で

自己負担金4,200円。乾燥組換え帯状疱疹ワクチンは２回接種で１回につき自己負担金１万800円。助成は２回までで、生活保護者については、接種費用の全額を助成されています。また、複数の自治体で補助が実施されています。千葉県いすみ市では１回１万円。弥彦村でも、補助金助成について検討いただけないか伺います。

○議長（安達丈夫議員）　答弁を求めます。

村長。

○村長（小林豊彦）　花井議員のご質問については、担当課長のほうから答えさせていただきます。

○議長（安達丈夫議員）　健康推進課長。

○健康推進課長（松井裕美子）　まず、現在の子宮頸がんワクチンの接種状況についてご説明いたします。

令和４年４月から、従来の対象である小学６年生から高校１年生の女性に加え、今まで接種機会を逃していた平成９年度生まれから平成17年度生まれの女性、キャッチアップ接種対象者にも３年間の期限付ですが、接種開始となりました。なお、キャッチアップ対象者の方には、令和３年度までの間に、自己負担で接種した費用について全額助成をしております。

それでは、ご質問の１つ目の対象者へのワクチンはなんですが、２価と４価になります。任意接種のワクチンである９価は、希望すれば接種は可能ですが、接種費用は全額負担となります。ですが、今、国は、令和５年４月から９価の定期接種を開始できるよう準備しております。これにより公費負担となりますので、村でも、詳細が決まり次第準備をしてまいります。

また、実施率についてですが、子宮頸がんのワクチンは１人につき３回接種となるため、接種率を出すのがちょっと難しい状況ではあります。接種人数につきましては、定期接種とキャッチアップ接種の対象者521名に対し、令和４年の４月から９月までの延べ接種者数は、今のところ40名となります。対象者には個別に案内や資料を送付し、ホームページにて情報提供をしております。

では、ご質問の２つ目である帯状疱疹ワクチンの補助金予算化についてですが、現在、来年度に向けて、ワクチン接種を希望される方に費用を助成できるよう検討しております。

なお助成額につきましては、対象年齢である50歳以上の方が現在約4,300名おりますので、全額補助は難しいですが、前向きに検討してまいります。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　花井譲温議員。

○２番（花井譲温議員）　ほかの市町村と比較して、接種率とはどのようなものなんでしょう。521人対象で40名ということになると、かなり低いのかなと個人的には思ったんですけれども。

○議長（安達丈夫議員）　健康推進課長。

○健康推進課長（松井裕美子）　ほかの市町村については、ちょっとこちらのほうではまだ分からないんですが、今、４月から始まった状況ですので、まだ少ないということにはなっております。ただ、10月以降にちょっとまた接種者が増えていますので、またこの１年間でどのくらいの接種

率になるのかというのを見ていきたいとは思っております。

○議長（安達丈夫議員）　花井議員。

○２番（花井譲温議員）　学校等で、ワクチンの啓蒙ですね。そういうことをするような考えというのはおありでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　健康推進課長。

○健康推進課長（松井裕美子）　こちらのほうにつきましては、現在、教育課のほうと連携を取りながら検討してまいりたいと思います。

○議長（安達丈夫議員）　２番、花井議員。

○２番（花井譲温議員）　ワクチンですので、あくまで希望者ということで、こちらのほうで、打ちなさいという訳にもいきません。反対する人も多くいらっしゃるかと思いますけれども、できるだけ情報としてきちんと流していっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

帯状疱疹ワクチンですけれども、弥彦村でも補助金制度を考えているということですけれども、是非、半額程度の補助金をつけていただければ打ちやすいかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　答弁は必要でしょうか。

○２番（花井譲温議員）　いや、私の希望を言ったまでですので、答弁は必要ないです。

○議長（安達丈夫議員）　それでは、これで花井譲温議員の質問を終わります。

◇　那　須　裕美子　議員

○議長（安達丈夫議員）　次に、那須裕美子議員の質問を許します。

３番、那須裕美子議員。

○３番（那須裕美子議員）　それでは、通告書に従いまして、２件についてお伺いいたします。

まず１点目ですが、放課後児童クラブ利用負担軽減をです。

放課後児童クラブ、放課後児童健全育成事業は、就業等により保護者が不在となる家庭の児童を対象に、児童の健全な育成を図る事業である。当村においても、児童の健全育成に加え、保護者の皆様が安心して子育てと就労を両立するための支援となっていると、日頃より感じております。私自身も、息子たちが放課後児童クラブにお世話になっていたので、共働きをせざるを得ない家庭にとっては、安心して預かってもらえる場であることを実感しております。

我が子がお世話になっていた当時、高学年はその対象ではなかったと記憶していますが、現在は６年生まで対象学年も拡充され、共働き家庭の保護者にとって、より一層安心して働くことのできることができると感じております。

今後は、女性の社会進出、就労体系の多様化、核家族化等が進むこの時代に即し、量的拡充、質的拡充が更に求められると感じております。

そこで、以下について質問をさせていただきたいと思います。

まず１点目、現在は就労体系も様々であり、土日休みが当たり前ではないと思いますが、今後も、開所は平日と土曜日のみとしていくのか。予約限定にするなどして、日曜日や祝日の開所は考えられないものかを伺います。

２つ目、とはいいましても、預かる側の支援員さんが疲弊した状況でもよくないと思っています。そこで、矢作キッズと夢の木キッズ、ともに利用児童の今現在の人数はどのくらい利用があるのでしょうか。また、児童の人数に見合っただけの支援員さんの確保ができているのでしょうか、お伺いいたします。

３点目として、利用料金は、弥彦村放課後児童クラブに関する条例施行規則により、特別な理由の定めがあり、その条件を満たす場合は利用料の減免があります。ですが、それ以外は一律月額6,000円。毎日１時間だけの利用の人も、３時間利用でも一律同じ料金です。早くお子さんを迎えに行ってあげたい保護者の方にとっては、時間により料金が異なれば助かると思うのは、至極当然のことではないでしょうか。この件につきましては、先日、教育課長に相談したところ、一人一人の利用時間の管理は難しいとのことでありました。

そして、利用料のほかに、おやつ代2,000円がかかると伺っておりますが、これも利用した日数にかかわらず一律で徴収されているといったお話を受けました。教育長に相談したことがありますが、それについても、現在も変わらず一律徴収なのでしょうか。もしそうだとするならば、おやつ代だけでも、村が負担軽減をすることはできないものでしょうか。保育園、小学校、中学校の給食費に続く救済として考えることはできないでしょうか。家計のため仕事をする、仕事をするために預かってもらう。しかし、そのためにはまたお金がかかってしまう。負のスパイラルになっていると感じます。

しかしながら、働く支援員さん側も、預かってもらう保護者の方も、どちらか一方だけではなく双方が笑顔でいられるよう、支援員さんの待遇も考慮した上で検討してほしいと考えますが、いかがでしょうか。

２つ目です。骨髄バンクのドナー支援はについてです。

白血病等の治療に役立つ、骨髄移植の際に、入院などの負担がかかる骨髄提供者を支援するため、助成金を支給する自治体が県内でも増えていると伺っております。

加茂市では、2011年に全国で初めて制度を設け、現在は県内で23市町村が導入をしています。ウイルス禍を背景に、ドナー登録者数は減少傾向にある中、支援があることを知り、登録者数が増えてほしいと願いますが、弥彦村は制度を設けていない７市町村の中の一つです。今後の検討はあるのでしょうか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　それでは答弁を求めます。

村長。

○村長（小林豊彦）　那須議員のご質問に対しては、１つ目は教育長から、２つ目は担当課長のほ

うから答弁させていただきます。

○議長（安達丈夫議員）　教育長。

○教育長（林　順一）　那須議員の放課後児童クラブ利用負担軽減をに関わる答弁をさせていただきます。

まず、その中で１つ目のご質問である日祝日の開所は考えられないものかについてであります。

現在、土曜日の利用者が平均して３人ぐらいになっています。支援員さんたちの勤務状況からも、これ以上日数を増やすことは、今現在非常に困難であるというふうに考えておりますし、ご理解いただければというふうに思っています。

いつまでという部分では、状況を見てということになるかと思いますが、当分の間は現状維持していく考えであります。

２つ目の利用児童の人数及び児童の人数に見合っただけの支援員さんの確保ができているのかについてです。

一応、１教室最大40人というのがたしか国の枠組みで、その中に支援員さん２人は確保するというのが基準にあるかと思うんですけれども、現在、矢作キッズの登録者数は、通常利用が26名、それから夏休みなどの長期休業中のみの利用が44名です。それから、一方、夢の木キッズの登録者数は、通常利用が31名、夏休みなどの長期休業中のみの利用が24名となっています。

問題の支援員さんの数なんですけれども、現在、矢作キッズが６名、夢の木キッズが７名、それで更に長期休業中の利用なんですけれども、長期利用の夏休みなど、長期利用が増える場合には、小・中学校の学習支援員さん等を短期雇用する形で増員する対応を取っています。したがいまして、児童の数に見合っただけの人数は確保しているというふうに思っております。

しかしながら、近年、新型ウイルスの感染防止対策や、それからあと個別に対応が必要な児童への支援が増えております。１人に１人支援員さんが必要というような状況もあるやに把握しております。そんな状況もあって、業務は確かに増大しているかなというふうに思っているところもあります。そんなことで、先ほど夢の木７名と言いましたけれども、夢の木は１名増員して７名になっています。

今後もその状況を見ながら、引き続き支援員さんの確保に努めていきたいと思っています。

３つ目の時間による利用料の区分化やおやつ代の一律徴収についてであります。

先ほども申し上げましたとおり、支援員さんたちの業務が増えている中で、毎日一人一人の利用時間を把握、記録し、計算することは非常に難しいなという感じを受けております。それから、仕事の都合で日々、お迎えの時間が変わったりとか、また、利用についての有無が変わったりとかという、そんな状況もあります。したがいまして、時間に余裕を持ってご利用いただければとも、当方では考えているところです。

一番課題となっているおやつ代の一律徴収についてでありますが、現在も変わらず一律で今頂いておりますが、これについては、議員からのご指摘もありますし、それから保護者の方からのご意見も伺っております。それで、今、来年度以降、通常利用の児童のおやつについては、利用

しなかった日の分は利用した日に持って帰っていただけるような準備を今進めています。議員が言われる、村による親世代の負担軽減につきましては、給食費と違い、利用していない家庭との公平性があります。受益者負担の原則で、今お願いしたいと考えております。

議員が言われますように、保護者、支援員、そして何より子供たちが笑顔でいられるよう、今後も放課後児童クラブの安心・安全な運営に努めてまいりたいと思っています。

以上で放課後児童クラブに関する答弁を終わらせていただきます。

○議長（安達丈夫議員）　健康推進課長。

○健康推進課長（松井裕美子）　もう一つのご質問である骨髄バンクのドナーの支援についてお答えいたします。

骨髄バンクの基本理念は、ドナーの善意で提供していただいた健康な骨髄や末梢血幹細胞の移植によって白血病などの治療が困難な血液疾患の患者さんを広く、しかも公平に救うことです。

村では、今まで住民から助成に関する問合せはありませんでした。また、県内で骨髄等の移植ドナーに骨髄等を提供するための通院費や入院費を助成している市町村の実績なんですが、年間ゼロから数名程度です。骨髄等の移植ドナーの登録はあくまでも善意なので、助成することでドナー登録の増加につながるのか、その効果については分かりません。ですが、白血病等血液疾患で骨髄等の移植を待っておられる方々がいらっしゃいます。骨髄等の提供しやすい環境整備や経済的負担を軽減することで、骨髄等の提供への関心を高める効果はあると思われますので、前向きに検討していきます。

なお、弥彦村役場では、職員が骨髄等の提供に伴う入院については休暇制度があるということを付け加えさせていただきます。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　那須議員。

○３番（那須裕美子議員）　丁寧な答弁ありがとうございました。

まず、放課後児童クラブ利用負担軽減をのほうですけれども、ほかの自治体でも、平日と土曜日のみの開所ということで、日曜日、祝日、年末年始は、公立の放課後児童クラブではやっぱり、調べたところ行っておりません。でも、よそでは私立の児童クラブが結構ありまして、そこでは日曜日、祝日、年末年始に預かりますよという形で行っております。そういった場合は１時間300円ですとか、そういった感じで開所しているところもございました。

弥彦村に関しましては、もともとそうやって私立ですとか私営ですとか民間のものがないので、利用する側は選択肢がない訳なんですよね。なので、こういったのがあったらいいのかなという声が聞こえてきてしかるべきだなと私は思います。何でもそうなんですけれども、保育園もそうですし、放課後児童クラブもそうですし、あと産前産後ケアとかもそうですし、公立で行政がやるもの以外の民間のものがやはり弥彦村にはないという残念なことが、何か弥彦村でこういうことをしたいという人が増えてくれたらいいなというのが一番です、私は。

それで、選択肢がない中で、できれば、日曜日予約制でいいのでと思って、今回はそういうこ

とを思ったんですね。なんですけれども、今現在、土曜日、平均で３名の方が利用されているということと、あと支援員さんの状況を鑑みると、現在は、日曜、祝日、年末年始営業しますよということは困難であるという、現在は考えられないというお話でした。でも今後、検討していってほしい課題かなと思います。私も24時間365日休みのない介護職で働いておりましたので、放課後児童クラブさんには本当にお世話になりました。

私が子供を預けていたときは、自分の母親が支援員をしておりましたので、土曜日、那須三きょうだいだけだったよというときも本当にありました。子供たちにも申し訳ないなという思いで働きながらも、預かる場所があって、そして母もそこで働いていたものですから、おばあちゃんに預けるということもできなかったので、その場で預けることしかできなかったので、やはり、働くお母さん増えております。そういうことにもちょっとだけでも、ちょっとずつでいいんです。今すぐ変わってほしいとは思っておりませんので、少しずつ検討していただけたらなと思います。

２つ目ですが、先ほどの民間のものがないという話をしていましたけれども、旧弥彦荘に、放課後等デイサービスさんができましたよね。そこは対象が全く変わっていまして、発達障害のあるお子さんを預かるところでありますが、今までそういったところがなかったので、やむを得ずといいますか、通常のキッズさんにお預かりしてもらっていた人が、今度サクセスランドさんに行くお子さんも増えたのではないかなと思うんですけれども、そのサクセスランドさんができてから、人数の増減、減だと思いますけれども、がありましたでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　教育課長。

○教育課長（富田　憲）　ただいまの那須議員のご質問にお答えいたします。

議員言われたとおり、放課後等デイサービスができてから、そちらのほうとキッズを併用して使っておるご家庭が多いです。放課後等デイサービスも、利用日数の関係から、毎日利用しているご家庭というのはほとんどございませんので、サクセスランドさん、言われたとおりサクセスランドさんと放課後キッズを併用という形でありますので、登録人数自体は増減があまりないという感じになっております。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　那須裕美子議員。

○３番（那須裕美子議員）　ありがとうございます。併用されているご家庭が多いということで。

それで、おやつ代が一律徴収というのが、もう曜日が決まっていて、サクセスさんと放課後児童クラブ、キッズを併用していても、行かない日が決まっているという中でのおやつ代が一律徴収というのが、ちょっとおかしいのではないかなというのが上がってきたので、今回、その話もしたんですけれども、教育長のお話では、来年度以降、利用しなかったおやつを、おやつ代を村から負担するというのは、キッズを利用していない人もいらっしゃるので不公平になるということで、そこの村からの支援は考えていないということでしたが、そうですね、細かいことを言うようではありますけれども、本当に食べていないおやつに対しても一律で徴収されてしまうというのは気持ち的に、もう私もそういう不満が出てきてもおかしくないなという思いはありました

のでお伝えさせていただきました。

不公平感はあるかもしれませんが、働かなきゃ食べていけない、働かなきゃ生活していけないという我が家のように貧乏なおうちもありましたので、助けていただけると助かるなと思いますので、それも今すぐではなく、少しずつ何か考えていただけたらなと思います。

あとは、先ほどから預かっていただく側ばかりの話になってしまいましたけれども、働いてくださる支援員さんもまた、おうちに帰れば誰かのお母さんでありますので、働いてくださる方がどうか疲弊することのないようにフォローして、例えばコロナ禍で結構仕事の容量が増えたとか、そういうことも多分あろうかと思いますので、そういう支援員さんのフォローも是非していただいて、預かる側も預けられる側も気持ちよく、楽しくお仕事をしていっていただきたいなと思いますので、そちらのフォローのほうもよろしくお願いしたいと思います。

すみません。一方的にしゃべってしまって。

○議長（安達丈夫議員）　教育長。

○教育長（林　順一）　いろいろと心遣いのような質問をしていただきありがとうございます。

最初に、今の中で話が出ていたおやつの件ですけれども、来年春からということで、利用されていない分についても来られた日にお渡しするということで答弁させていただきましたが、その方向を進めたいと思っています。

それからあと、支援員さんへの配慮ということで、支援さんとは毎月１回、教育課と支援員さんとで状況等について、それこそ今のおやつのことについても、もう何回も議論しているところなので、非常に支援さんの方たちに対策については考えていただいているところなんですが、そんなふうにして、いわゆる環境のこととか、それからあと、実際子供たちのこととか、様々話題が出てきています。

そこで、必要によっては、その情報によって、小学校さんと情報連携を取ったり、さっきも１人で１人の支援員という話もありましたが、というようなことも情報連携させていただきながら、どうそれぞれが関わろうかというようなことも、今、取り組んでいます。そんなことをやりながら、あと、サクセスランドさんとも、今、年２回ほど、全部、小・中の特別支援に関わる教員とサクセスランドさんと村の福祉課も含めて情報交換するような機会も、サクセスランドさんができてから、毎年、今やっております。そういう中で、それぞれ弥彦にいる子供たちが少しでもいい環境になるにはどうしたらいいかなというあたりを今後とも情報連携しながら、進めていければなというふうに思っているところです。

あともう一つ、実は教育課のほうでは、これと並行して、先ほど板倉議員が、今日の宿題はだっこしてもらうことという話がありましたが、やっぱり保育園から、それから小学校３・４年生あたりまでというのは、非常に私は親の愛情が大事な時期だと思っているんです。そういう中で、親から抱き締められるという、本当にしつけというか、ちょっとあれですけれども、そういう経験をもっともっとさせてやりたいなというようなお子さんも放課後キッズにはおりますと私は判断していますが、そういうふうなことで、これからも用意しますが、子育て講座というのも、こ

れも２年前からやっていますし、それからホームページにも、弥彦の子育てに関わっての情報も発信している訳ですけれども、やっぱり保護者の皆様に、そういう部分、やっぱり大事な時期なのでもっともっとやっていかなきゃいけないなというふうに思っています。

小学校高学年になって、それから中学生になって、いろいろと不調を訴える子供たちがいるんですが、やっぱりもっともっと小さいときに抱き締められたのかなとか思うケースがない訳ではありません。やっぱりそういうこともっともっと、情報、啓発を広げていかなきゃいけないなと、こんなふうに思っているところで、ちょっと横にそれたかもしれませんが、すみません、以上で終わらせていただきます。

○議長（安達丈夫議員）　那須議員。

○３番（那須裕美子議員）　働いている支援員さんにフォローをというところでは、毎月１回そういう話合いがあったりとか、サクセスランドさんとの連携も取られているということで、ありがたいなと思います。

あと、教育課長さんとお話しさせてもらったときに、弥彦村放課後児童クラブに関する条例施行規則と、あと条例を見させてもらったんですけれども、それがもうそもそも平成10年なんですよね。私の子供、長男よりも年上なのかな、25年たっておりますので、こういったところも、その話合いか何かで、今後こういうところは変えていかなきゃいけないよねというところが出てきましたら、こういった条例も改正していかなきゃいけないんじゃないかなと。令和の時代です。平成10年のものではなく、新しくしていかれたらどうかなとちょっと思いましたので、一言言わせていただきました。

あと、私も教育長さん同様に、子供はたくさん抱き締められて、抱き締められたいと思っていると思います。私もそう思います。子供育ては親育てとも思っておりますので、一概に、保育料を無償にしたりとか、おやつ代無償にしてくださいとか、そういうことで子育てが解決するものでは、私はないとは思っております。

ちょっと話がそれてしまうんですけれども、保育料が無償化されて、まだ働くつもりはなかったけれども、弥彦村で子育てをする上で、保育料が無償ならば預けて働きに出ようかなというママの声が聞こえる。その方はおうちでお子さんを見ていられる方なんですけれども、私の周りでも、保育園無料になるんだったら、じゃ、早めに預けて仕事を始めようかなというママも増えているみたいなんですね。だから、本当を言えば、お仕事をせずにその期間過ごせるなら、私もおうちでお母さんが育てるのが本当は一番だと思っているんです。なので、保育料を無償化されたことで、保育園側がちょっと疲れているような状況になっていることはないでしょうか。そこは全然それてしまって申し訳ないんですけれども。

○議長（安達丈夫議員）　教育課長。

○教育課長（富田　憲）　ただいまのご質問にお答えいたします。

議員言われるとおり、今まで、ちょっと預けようか、うちで見ようかと迷っているご家庭については、保育園、また、教育課のほうでも面談をして、事情をよく把握しながら、入園を勧めた

りとかしておりますので、希望に寄り添った形で対応をしております。

ただ、急激にそれが増えているかというと、そういう訳でもなくて、もともと自分で見たいと思っている方はそのまま見ておりますし、いろんな事情があって、金銭的に迷っていたんだけれども、じゃ、預けて働こうかなという方については、そういう受入れができるような体制を整えております。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　教育長。

○教育長（林　順一）　ちょっと今のに関連してですけれども、今、図らずも議員のほうから話が出たのであれですけれども、恐らく無償化をすれば、そういうことが起こるだろうということは、大変想定していました。今、具体的な数字が出ていないので、何とも言えない部分もあるんですけれども、したがって、さっき子育て講座とか、それからホームページの話もさせていただきましたけれども、やっぱりそこが、特にこれからの弥彦村の子供たち、宝物をどう育てるかというのが、学校だけではなくて、地域の話題としていかなければいけないんじゃないかなというふうに思っています。

かつてはおじいちゃん、おばあちゃんが、大変なときは、私も実は土日結構預かっているんですが、そういう中で、家族で育てるというのが基本ベースだと思いますが、核家族化し、なおかつお母さんが働き手で、私、もうちょっとお父さん方が関わってくれるといいと思っているんですけれども、課題、ちょっと気になるお子さんたちは大概お父さんの姿が見えないんですよ。もうざっくり言って。だからもっとお父さん、お母さんが、話題にしてくれればいいんだけれども、お母さんがどちらかというと子育てに孤立感を持っているというか、もしくはもう厳しくて疲れているという、そういう状況が特に小学校高学年から中学生にかけて見えます。

だからこそキッズの年齢とか、もしくは幼稚園時代、家族みんなで、中でやっていかないといけない、核家族になったからこそより難しくなっているという、その中でどうあればいいかというのは、本当に私は村の課題でもあると。これは弥彦村だけでなくて、皆どこもそうだと思います。中で、やっぱり逆に人の距離が近い弥彦村だからこそできることがあるんじゃないかなというふうにして、那須議員もそこに関心高く持っていただいているので、本当に皆さんから、特に男性議員がたくさんいますが、最後お願いになっちゃうな、声を大にして、やっぱり子育てみんなでやろうよというようなことを是非是非、声を上げていろんなところで言っていただければありがたいなと。

でも、男性だと部活動とか、本当に指導者として頑張っていただいている方も、結構たくさんいらっしゃいます。だから、そういう役割分担はあるとは思うんですが、関心を持つ方を増やしていければなというふうに思っています。

すみません。余計なことをまた言っちゃいました。失礼します。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　那須裕美子議員。

○３番（那須裕美子議員）　ありがとうございます。みんなで育てていきましょう。

それでは、骨髄バンクのほうなんですけれども、前向きに検討するという、ドナーへの支援は、弥彦村で前向きに今後検討していくというお話をいただきました。

以前、アルビレックスの選手ですとか、あと競泳の選手ですとか、有名な選手が白血病であることを公表したところ、そのときは、一時、結構その人たちの助けになるんであればというようなことで、ドナーの登録者数が増えたというお話も聞きますが、このウイルス禍で結構また再び減少傾向にあると聞きます。

ドナー登録の年齢にも制限があることから、取消しというのがやっぱり毎年あるんですよね。それで、年齢が54歳までだったと思うんですけれども、である中で、年代別の登録者数が全体の50％以上を占めているのが四、五十代ということで、十代から二十代は僅か十数％ということで、その年齢制限のことを考えれば、もう５年、10年で取消しをする人の割合が増えるというのはもう必然的なことだと思いますので、そう考えるとやっぱり若年層のドナーの確保が不可欠なのかなと感じております。

私も実は二十歳の誕生日を迎えるきっかけに、自分でも誰かの命を救うことができるんじゃないかという思いから、もう二十数年前になりますが、骨髄バンクのドナー登録をしました。ですが、移植を行うには、提供する側の私と患者さんのＨＬＡ型が適合している必要がありますよね。それが非血縁者であると数百から数万分の一という確率ということで極めて低いことも、多分皆さん分かっておられると思います。

そして、私はドナー登録をしていましたが、移植をする患者さんとのＨＬＡ型が適合することはなく月日だけが流れていきまして、自分自身が三十代になったときに腰椎をちょっと患いまして、２度にわたる手術をしなければならなくなった訳です。そうなりますと、腰椎疾患による手術がある場合は骨髄提供が不可でありますよということから、お役に立つこともできないまま、私はドナー登録を取消しせざるを得なくなってしまったんですね。次の病気に罹患した方は、もしくは治療の方は、骨髄提供をすることによって、あなた自身の健康に影響を与えたり、もしくは移植後に患者さんに影響を与える可能性がありますよということで、結構な多い項目で、そういう疾患が出ているんですね。ということは、本当にたくさんのドナー登録者がいなければ、救える命も救えないということが本当によく分かるなと思います。

ですので、前向きに検討してくださるということでしたので、今後のドナーさんへの支援制度の検討と、また、支援するだけではなくて、こういう骨髄バンクの必要性だったりとか、ドナー登録によって大切な命をつなぎますよという大切さのＰＲなんかも弥彦村で行っていただきたいなと、切にお願いして私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

答弁は要りません。ありがとうございました。

○議長（安達丈夫議員）　これで那須裕美子議員の質問を終わります。

またしばらく休憩といたします。再開は15時といたします。

（午後　２時４７分）

○議長（安達丈夫議員）　それでは、一般質問を再開いたします。

（午後　３時００分）

◇　本　多　隆　峰　議員

○議長（安達丈夫議員）　次に、本多隆峰議員の質問を許します。

９番、本多隆峰議員。

○９番（本多隆峰議員）　人口減少社会と地方創生について。

１、弥彦村第６次総合計画は、令和元年度から令和８年度までの８年間とし、令和４年度までを前期、５から８年度までを後期としています。前期を終える段階で、弥彦村の人口減少抑制について、これまでの対策と成果について質問いたします。

将来の方向性として４項目が挙げられております。

（１）儲かる農業の実現。（２）個性を活かした観光の推進。（３）ここで子供を育てたいと思われる村づくり。（４）住みたい村、住み続けたい村“弥彦”の実現であります。４項目のうち、特に（３）（４）について伺います。

（３）ここで子供を育てたいと思われる村づくりにおいて、女性が結婚、出産、子育てを実現できる環境を整備し、子育て世代の転入促進を目指すとのことでありますが、その対策と成果を伺います。また、出生率の低下、婚姻率の低下について、子育てと仕事の両立が困難であることや、子育て世代の所得が低いことが要因の一つとしていますが、それらについて対策を講じられたことがあれば伺います。

（４）住みたい村、住み続けたい村“弥彦”の実現について伺います。20歳代の転出抑制が急務であるとのこと、どのような対策をし、またその成果を伺います。弥彦村に戻って住み続けてもらうよう、生活しやすい場を形成することが重要であるとのこと、具体的な対策と成果を伺います。

２、地域おこし協力隊について。今まで２名の方が採用され、このたび１名の方が加わるとのことであります。この制度の運用について、今後どのように考えているのか伺います。

３、人口減少社会と地方創生について、村長の所見を伺います。

以上であります。

○議長（安達丈夫議員）　答弁を求めます。

村長。

○村長（小林豊彦）　本多隆峰議員のご質問にお答えします。

１から３番については担当課長のほうから答弁させていただきます。４番目は私のほうから答えさせていただきます。

人口減少社会は、日本の大問題であることは皆さんご承知のとおりであります。人口減に対しては、第一の責任は私は国にあるというふうに思っています。今までの歴史を見ても、地方から

人口減少対策が成功して国全体が人口減が止まったというのは聞いたことがありません。これまでに先進国の中でたった１か所、一つだけ成功しています。それはフランスであることはご存じだと思います。私もジスカールかシラク首相とどっちか分かりませんけれども、あのときに政府は徹底的にお子さんを産んだ後の母親に対する、夫に対してもかな、徹底的な対応をやったんです、対応というか支援を。その結果、私の記憶では多分0.81か0.82ぐらいだったんじゃないかな、特殊出生率が。それが2.2ぐらいまで上がったんじゃないかというふうに記憶しています。それがたった一つだけなんですよ。そこまで国が踏み込んでやらなければ、人口減というのは全くなくなりません。

ローマ時代から始まってこの方、世界の歴史は全部失敗しています。たった１か所、フランスだけ。それだけ膨大な予算を使ってやったからです。日本国も本当に考えるなら、そこまでやればいいだけの話で、それをやらないのは政府の責任であるというふうに私は思っています。

ただし、そんな原則論を言っても、弥彦村の減少を止めなきゃならないのは私の責任ですから、実際に日本国の中でいろんな手を打って人口増に、人口減が止まっているところもあります。そういうことは現実問題できるので、そのためには先ほど申しましたように全国どこでもやっていない、間違いなく。一切制限なし、例外なしの一律の給食費、これは副食費、主菜も含めて全部ただにしました。医療費も全部入れると年間9,700万円、そのときの試算ではかかります。だけれども、弥彦村の体力は今少しついたから、ほかの市町村から相当恨まれるという覚悟で断行しました。

そういう積み重ね、それから教育立村といいますね、いろんなことを１つの手当だけではできません。できることはあるんですよ。それは公営の大団地を造って、住宅団地を造って非常に安い価格でもって提供すれば瞬間的に人口は増えます、間違いなく。だけれどもそれは、その子育て世代が終わって老齢化したらまた同じことの繰り返しなんですよ。それはどこを見てもはっきりしている。そうじゃなくて、基礎的に、本当に原点からよくするためには、時間がかかりますけれども、地味で金のかかる仕事だとしても、一つ一つやっていかなければならないというふうに思っています。時間がかかります。

それからもう一つ、地方創生については平成27年に私が村長になったとき、グランドホテルの跡地、塀で囲まれてただぶっ壊されただけでどうしようもない状態のときに、どうやって整備したらいいかというときに頭を悩ませました。金がないし、どうしようかなというときに、そのときの総務課長と課長補佐、富田さんが課長補佐だったと思いますけれども、どこの補助金が一番有利かということを徹底的に調べてくれたんですよ。一番有利な補助金は、地方創生の補助金だということでやりました。助けていただいて、１億6,000万円でしたかね、補助金もらったの。新潟県で最大でした、その年。何とか実現できました。その後は、地方創生を活用してしまったら、人材派遣制度で青木副村長を、国の農林水産省を、部長職を退職されたばかりの方、これは地方創生で国のほうで決めて来ていただきました。その２つだけです。

現実にこれからどうしようかというときには、なかなか地方創生の補助金をもらうのは面倒な

んですよ、いろんな手続やって。今現実問題で村としてどうしても地方創生のお金を頂かなければできないことはありませんので、ある程度は自分で自腹でできるということで、当面は私自身は地方創生を今の時点では活用するということは考えておりません。

あとは担当課長から説明させていただきます。

○議長（安達丈夫議員）　総務課長。

○総務課長（斎藤雄希）　では、本多議員のご質問についてですが、総合的な政策に対するご質問でございますので、私のほうから最初から地域おこし協力隊についてまでお答えさせていただきたいと思います。

まず最初の、ここで子供を育てたいと思われる村づくりについてでございますが、村で最も力を入れている子育て世代に対する政策は教育であります。村長も常日頃から言っている言葉でございますが、村で子育てをしたいと思っていただけるためには教育の充実が一番であると私も思っております。来年６月には新しい図書館がオープンいたしますので、特に非認知能力を伸ばす教育の手助けになるような政策を努めてまいりたいと思います。

また、経済的な支援も行っております。先ほど村長がお答えしましたとおり、今年度９月から子育て世代の負担を減らすために保育料の完全無料化を実施いたしました。あわせて、小学校及び中学校の給食費の無料化や18歳までの子供の医療費を無料化いたしました。子育て世代の家計への支援を行うことにより、経済的に安心して子育てができる村づくりにつなげてまいりたいと思います。

このような政策についてはすぐに成果が現れるものではございませんが、今後も継続することにより子育て世代の転入等が図られ、行く行くは出生率の向上につながるのではないかと考えております。

続きまして、住みたい村、住み続けたい村の実現についてでございますが、弥彦村に定住してもらうためには仕事が必要だと思います。そのための支援を実施してまいりました。弥彦村では、新規就農者への支援事業を平成30年度から始めたこともありまして、令和２年に１人、そして今年２人、自営就農者が増えました。法人等への就農も含めると、令和２年以降15名以上の方が就農することになっております。また、先ほど申し上げました来年６月オープン予定の新しい図書館につきましても、ささやかではございますが職員の採用を予定しております。

もちろんそれだけでは不足でありますので、もうかる農業の更なる推進や新たな産業の育成等により雇用の確保を図ってまいりたいと思います。併せて、弥彦村へ転入しやすいよう住宅環境の整備等に係る施策も引き続き実施してまいりたい思います。

続きまして、地域おこし協力隊についてでございますが、この地域おこし協力隊の趣旨といたしましては、将来の人口減少に備えて東京などの都市部の人材を招致し、定住を図りながら地域を活性化するというものがございます。

弥彦村民の皆様は、生まれ育った弥彦村の魅力は当たり前のものと感じていると思われ、意外と気づかないところがあるかと思います。この当たり前のものと感じている魅力を、別の視点を

持つ人材から引き出していただき、広く伝えてもらうことは非常に大切なことではないかと思っております。

今年度は芸妓文化を継承していく人材を募集し、この12月から就任してもらいましたが、制度上では観光、農業、それから教育など幅広い分野での運用が可能となっております。もちろん、人材を受け入れる側である地域の体制が整ってから進める必要がありますが、新たな地域ブランドや地場産品の開発等にもつながる可能性がありますので、今後も有効的な運用を実施してまいりたいと思います。

以上で答弁を終わります。

○議長（安達丈夫議員）　本多議員。

○９番（本多隆峰議員）　ありがとうございました。

ただいま様々な取組を伺いました。

この人口減少に対する行政の施策としては課題も多く、これからやっと成果が出てくるものも出てくるという、ある程度時間がかかるというお話でございました。今後とも積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

以前も申し上げましたけれども、弥彦村の立地としては、燕市、県央、また新潟、長岡という10万人以上超えている都市を抱えております。村内だけの雇用のみでは当然無理でございますけれども、近くにそのような会社があったりしておりますので、弥彦村はそこへ働きに出かけていって弥彦村で住むというケースも多いかと思います。

子育て世代に対しては、弥彦村は先般も手厚い支援策をされまして支援策の充実が図られております。よその市町村においても様々なことをやっておられるとは思いますけれども、弥彦村はそれ以上に頑張っておられるというのは今ほど伺いました。それでも、先ほど村長は、国の政策の問題もあるということでしたけれども、それでも弥彦村のみならず国の人口は減っていくという現象は間違いないと、今のところはそういう形かと思います。そういう中で、支援策とか補助だとかいろんなものがありますけれども、そういったものもある程度限界が来るんじゃないかと思われます。そういう中で、弥彦に住みたいとか、弥彦をついの住みかにしたいとか、いろいろな方もおられると思うんですけれども、そういった方々に対して手厚い対応をすることが大切ではないかと思われます。

佐賀県の武雄市ですか、お結び課というのをつくって50組の婚姻を成し遂げたという市もありますし、宇都宮市においては男女の合コンを町ぐるみで会場を設定してやったというお話もあります。弥彦村においても、弥彦村らしい何か独自の方法で、世間からの人口の流入を図るとか、そういうことも大切なのではないかと思われます。

それで、弥彦村にとって、担当課というものまでなくとしても担当係ぐらいのものを１人か、二、三人でこういった問題を真正面からぶつかって取り扱っていくと、それぐらいのことがあってもよいかと思うんですが、村長、いかがお考えでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　総務部長。

○総務部長（志田　馨）　ご心配いただき大変ありがとうございます。当然、人口増に向けたそういった係等々は、必要性は重々感じております。来年度以降の組織改正を検討する中でそういうのができればいいなと思いますけれども、なかなか職員数も限りがございますので、理想は確かに本多議員が言われるようなそういった係があり、専従職員がいればもちろんいいと思いますけれども、今限られた職員数の中でできることが限られているということはご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（安達丈夫議員）　本多議員。

○９番（本多隆峰議員）　先ほど、育児のことで那須議員さんのお話がありましたけれども、私は意外と幼い頃の子供と一緒にいた時間がなかったんですね。とにかく仕事、仕事ということで、女房に任せ切り、家族に任せ切りという時期が多かったです。お恥ずかしい話ですけれども、保育園の運動会に出たのは議員になって初めてでした。よその子供、孫のために出たのが初めてでした。こんなにかわいいものかと心を洗われるような思いでございましたけれども、そのように、女性も高い教育を受けて、就職もなかなかいいところにお勤めになっておりますと、女性と男性との格差も段々なくなってきている社会現象もあるかと思います。キッズの話もありましたけれども、育児休暇といいますか、そういったものに、一つの方法もいいのではないかと思います。

男性がある一定期間休ませていただくと、それは当然雇用先の問題があります。特に、燕市とか技術職の多い地場産業におきましては、考え方によっては後継者や技術の継続という意味では、育児休暇を男性の方にもある程度取っていただいて、そういう雇用体系も考えられるのではないかと思う訳ですけれども、夫婦で子供を育てることが理想的でございますが、なかなかうまくいきません。仕事のこととかあるんでありますが、男性の育児休暇を取るということについて何か行政のほうから会社との工夫ですか、そういったものをしてもらえれば、会社も技術の継承も得られると思いますし、いい従業員を長く使うこともできるかと思うんですけれども、そういった辺のところを何かお考えがありましたらよろしくお願いします。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（小林豊彦）　先ほどの質問も総務部長に答えていただきましたけれども、自分でも自覚しているんですけれども、77歳になりますと若い人の行動とかをなかなか理解できなかったんですよ。まだ若いから、総務部長から答えてもらいたいと思います。

○議長（安達丈夫議員）　総務部長。

○総務部長（志田　馨）　育児休業については、昨今、国等でも男性の育児休業等を勧めています。

村の、私どもはそういった規則なり制度があって男性の育児休業も可能ですけれども、今のところはまだ取った方はいないというふうな記憶をしております。

いるんだっけ。すみません。いました。

これについては村自身もまだなかなか、制度の普及であったりとか、取る方も１名というふうに聞いていますので、その辺の育児休業については周知をしていくとか、今ところ他の民間会社の方等については、機会を捉えて周知をするようなことしかないのかなというふうに、今のとこ

ろはそういうふうに思っております。

○議長（安達丈夫議員）　本多議員。

○９番（本多隆峰議員）　どうもありがとうございました。

人口減少問題というのは大変難しい問題だと思います。そして、白川郷でしたか、子供のために一生懸命学校もよくして、教育もやったんだけれども、帰ってくる子供がいないと、そういう現象もあるかと思います。そういった様々な問題がある中で、この弥彦村を存続していくためにはどうしてもやっぱり人ということになるかと思いますが、今後とも人口減少抑制のために精力的に頑張っていただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（安達丈夫議員）　これで本多隆峰議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（安達丈夫議員）　以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

次回は12月19日月曜日午前10時から再開をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後　３時２３分）